

第8章 生命保険税制の拡充要望と税制の動き

1. 生命保険料・個人年金保険料控除制度等をめぐる動き

当協会は、わが国の少子高齢化が急速に進行するなかで、より安心して生活できる生活保障のインフラとして、遺族保障、医療保障、介護保障、老後保障の各分野において国民の安心を支えていくのが生命保険の役割であるといった考えのもと、生活保障を充実させるため国民の自助努力を支援する生命保険料控除制度・個人年金保険料控除制度等にかかわる税制上の支援措置の拡充を訴え続けてきた。

<平成11年度税制改正>

平成11年度税制改正において、当協会は、平成10（1998）年9月、「生命保険料・個人年金保険料の所得控除限度額の引き上げ」「企業年金の積立金に係る特別法人税の撤廃」をはじめとする要望を固め、関係方面に提出した。

また、この年度は税制要望活動の一環として、前年度まで実施していた「保険料控除拡充のための署名運動」に替えて、「保険料控除制度のための協会活動PRキャンペーン（アンケート）活動」を同年10月1日から14日までの2週間実施した。この活動では生命保険料控除制度や個人年金保険料控除制度の存在や必要性だけでなく、保険料控除限度額の引上げのために当協会が活動していることについて広く国民に訴えたところ、全国で1,556,102件のアンケートが集まり、国民の声として広く関係方面にアピールを行った。

自民党税制調査会においては、12月16日に「平成11年度税制改正大綱」がとりまとめられ、同日、与党「平成11年度税制改正大綱」として決定された。このなかで生命保険料控除制度については「引き続き検討する」とされ、平成11年度における生命保険料控除制度の取扱いは現状維持とされた。記載内容は、以下のとおりである。



税制改正要望活動の新聞広告（平成10年11月12日）

<自民党（与党）大綱>

生損保控除のあり方については、金融システム改革の下で業態間、商品間の垣根が取り払われつつあることや、高齢化社会における老後の自助努力や介護を支援するとの見地、地震災害に対する国民の備え、制度創設の目的が達成されているとの指摘等を踏まえて、引き続き検討する。

一方、政府税制調査会においては、同日、「平成11年度の税制改正に関する答申」がとりまとめられ、生命保険料控除については「引き続き適正化に向けた取組みが必要」とされ、個人年金保険料

控除についても「引き続き幅広い観点から検討することが必要」とされた。記載内容は、以下のとおりである。

＜政府税制調査会答申＞

累次の答申において指摘されてきた生損保控除、課税繰延べ、非課税貯蓄制度などについて引き続き適正化に向けた取組みが必要です。

企業年金および個人年金については、課税問題ワーキング・グループの中間とりまとめにおいて、「公的年金の上乗せとなる自助努力のための制度としての性格を踏まえ、年金制度全体の中での位置づけや他の金融商品とのバランスとの関係で、その課税のあり方をどう考えるか」という問題提起がなされており、これを踏まえ、引き続き幅広い観点から検討することが必要です。

＜平成12年度税制改正＞

平成12年度税制改正の最大のテーマは、確定拠出年金制度の導入とその税制上の優遇措置の問題であった。この議論のなかで個人年金保険料控除とのかかわりが議論され、さらには生命保険料控除制度全体の問題に波及することが懸念される状況にあった。また、自民党・自由党・公明党の与党3党による政策合意のなかに「所得課税の諸控除の整理」が盛り込まれ、保険料控除制度については客観的にも厳しい状況が想定された。

こうした状況のなか、当協会においては、生命保険料控除制度の重要性・必要性を契約者・国民に広く訴え、幅広い層の声を集め、関係方面に制度の拡充を訴求することを目的に、全国生命保険労働組合連合会（生保労連）と共催で「生命保険料控除制度拡充のための署名運動」を平成11年10月12日から22日にかけて全国で実施するとともに、この間、東京2地区（有楽町、新宿）において街頭署名を実施した。その結果、14,422,376名の署名が集まった。

自民党税制調査会においては、12月16日に「平成12年度税制改正大綱」がとりまとめられ、同日、与党「平成12年度税制改正大綱」として決定された。懸念されていた生命保険料控除制度に関しては具体的な議論にまで至らず、生命保険料控除および個人年金保険料控除については「引き続き検討する」とされ、平成12年度における生命保険料控除制度の取扱いは現状維持とされた。記載内容は、以下のとおりである。

＜自民党（与党）大綱＞

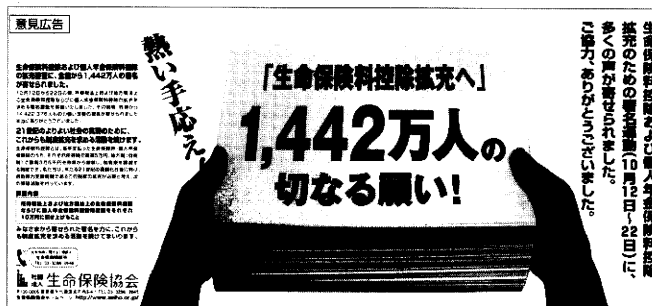
生損保控除のあり方については、金融システム改革の下で業態間、商品間の垣根が取り払われつつあることや、高齢化社会における老後の自助努力や医療、介護を支援するとの見地、地震災害に対する国民の備え、制度創設の目的が達成されているとの指摘等を踏まえ、引き続き検討する。

また、確定拠出年金制度の導入にともなって所要の税制上の支援措置が講じられることと

された。

与党大綱では年金税制について「拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を抜本的に見直す」とされ、個人年金保険料控除、企業年金を含む年金税制については、以後、注視が必要となった。

一方、政府税制調査会においては、同日、「平成12年度の税制改正に関する答申」がとりまとめられ、生命保険料控除および個人年金保険料控除については以下のとおり記載された。



<政府税制調査会答申>

金融税制については、累次の答申で指摘してきているように、非課税貯蓄、課税繰延べ、生損保控除といった課題についても、引き続き適正化に向けて努力する必要があります。

企業年金及び個人年金に係る課税を巡る検討においては、引き続き、確定拠出型年金に係る課税のあり方について議論が行われました。(中略) 確定拠出型年金として導入が検討されている新たな制度について税制面での対応を行う場合には、現行の年金税制の現状と問題点、貯蓄課税の適正化の流れ等を踏まえつつ、適正・公平な課税の確保の観点から適切に対応していくことが必要です。

<平成13年度税制改正>

平成13年度税制改正においては、平成12年7月に政府税制調査会中期答申「わが国税制の現状と課題 — 21世紀に向けた国民の参加と選択」が公表され、生命保険料控除制度については以下のとおり極めて厳しい指摘が行われた。

政府税制調査会中期答申「わが国税制の現状と課題

— 21世紀に向けた国民の参加と選択」(抜粋)

◎生命保険料控除

- ・金融税制において適正化が必要と指摘してきたものに、生損保控除、非課税貯蓄、課税繰延べ商品があります。これらについては、これまでの答申の指摘も踏まえつつ、金融商品間における課税の公平性及び中立性の確保の観点などから、そのあり方を検討することが必要です。
- ・生命保険料控除制度・損害保険料控除制度については、租税特別措置として制度創設後長期間が経過し、保険の加入率も相当の水準に達して変化もみられないことから、制度創設の目的は既に達成されているものと考えられます。
- ・～(中略)～保険を税制上特別扱いして、保険料の一部を所得控除によって課税ベースから除いていることは、広く包括的に所得を捉える考え方や金融商品間の税負担の公平性および

中立性に照らして問題があると考えられ、そのあり方について見直しを行っていく必要があります。

- ・～（中略）～年末調整に要する事務負担や、公的年金に未加入・未納であっても個人年金保険料については生命保険料控除の適用を受けているものが相当数に上っているとの指摘にも留意を要します。
- ・また、生命保険料控除、損害保険料控除といった貯蓄の奨励など国家的な政策の見地からの控除については、地方税である個人住民税においては極力整理すべきであると考えられます。

また、8月25日に厚生省より国民年金の保険料未納者・未加入者を個人年金保険料控除の対象から除外するという税制改正要望が出されたことから、当協会は、同日、これに強く反対する旨の意見を表明した。

生命保険料控除制度をめぐる厳しい情勢のなかで、平成13年度税制改正において、当協会は税制改正要望実現に向けた業界活動として、平成12年6月1日から30日までの1か月間、公的保障や自助努力についての考え方や生命保険料控除制度について、より詳細な国民の声を収集することを目的とし、新たな手法として「インターネットアンケート」を実施した。その結果、26,791件の回答が集まった。

また、新たな取組みとして、生命保険料控除制度拡充を望む業界の熱意とお客さまの生の声を税制改正関係者に届けるため、9月25日から29日にかけて「生命保険料控除拡充に向けた声カード」運動を生保労連と共催で実施するなど、要望実現に向け積極的に取り組んだ結果、1,233,850枚（職員用：345,867枚、お客さま用：887,983枚）の声カードを回収した。なお、「生命保険料控除拡充に向けた声カード」には、生命保険各社の職員に生命保険事業に携わる者として日常の営業活動を通じて感じる切実な声を、またお客さまには生命保険料控除制度の維持・拡充を望む声を記入していただいた。

11月中旬以降本格化した自民党税制調査会の審議においては、平成13年7月から実施される第三分野の生・損保本体相互参入にともなう生・損保保険料控除制度の取扱いが焦点となった。

当時の所得税法上の規定のままでは、同一商品にもかかわらず販売した会社の業態によって適用される控除制度が異なるため、公平性の観点から生命保険料控除制度の見直しについて議論が行われた。その結果、第三分野における生・損保控除の取扱いについては、同一商品・同一税制の観点から、第三分野商品を生保型と損保型に分類し、生保型（医療保険、介護保険等）には生命保険料控除、損保型（傷害保険）には損害保険料控除が適用されることとなった。

第三分野商品の整理と生・損保控除の取扱い

生命保険料控除適用		損害保険料控除適用	
定期保険 終身保険 養老保険 等	医療保険 医療費用保険 介護保険 介護費用保険 等	傷害保険	火災保険 地震保険 等
第一分野	第三分野	第二分野	
人の生存または死亡に関し、一定額の保険金が支払われるもの	疾病または傷害等の一定の事由に関し、一定額の保険金を支払うことまたはこれらによって生ずる損害をてん補することを約するもの	一定の偶然的事故によって生ずる損害をてん補することを約するもの	
生保会社が扱える商品		損保会社が扱える商品	

自民党税制調査会においては、平成12年12月13日、「平成13年度税制改正大綱」がとりまとめられ、同日、与党「平成13年度税制改正大綱」として決定された。懸念されていた生命保険料控除制度については「引き続き検討する」こととされ、平成13年度における生命保険料控除制度の取扱いは現状維持とされた。記載内容は、以下のとおりである。

<自民党（与党）大綱>

生損保控除のあり方については、金融システム改革の下で業態間、商品間の垣根が取り払われてきていることや、高齢化社会における老後の自助努力や医療、介護を支援するとの見地、地震災害に対する国民的な備えが重要であるとの見地、制度創設の目的が達成されているとの指摘等を踏まえ、引き続き検討する。

一方、政府税制調査会においては、同日、「平成13年度の税制改正に関する答申」がとりまとめられ、生命保険料控除制度関連については以下のとおり記載された。

<政府税制調査会答申>

金融税制については、累次の答申で指摘してきたように、課税繰延べ商品、非課税貯蓄、生・損保控除といった課題について、引き続き適性化に向けて努力していくことが必要

<平成14年度税制改正>

平成14年度税制改正においては、自民党税制調査会において、証券税制、連結納税制度等、主として政府が掲げる当面の税制課題を中心に検討が行われた。特に連結納税制度導入にともなう国としての税収減（財源問題）への対応として「租税特別措置の見直し」が議論されたが、法人税だけでなく所得税も対象とする旨が示唆され、重点要望項目である生命保険料控除に議論が及ぶことが懸念された。

自民党税制調査会においては、平成13年12月14日、「平成14年度税制改正大綱」がとりまとめられ、同日、与党3党「平成14年度税制改正大綱」として決定された。生命保険料控除制度については「検討事項」として記載され、平成14年度における取扱いは現状維持とされた。記載

内容は、以下のとおりである。

＜自民党（与党）大綱＞

生損保控除については、老人マル優の縮減など貯蓄優遇税制の見直しが進む中、医療、介護など高齢化社会における社会保障政策を踏まえた新たな商品開発をも期待しつつ、早急に制度のあり方の抜本的な見直しを行う。

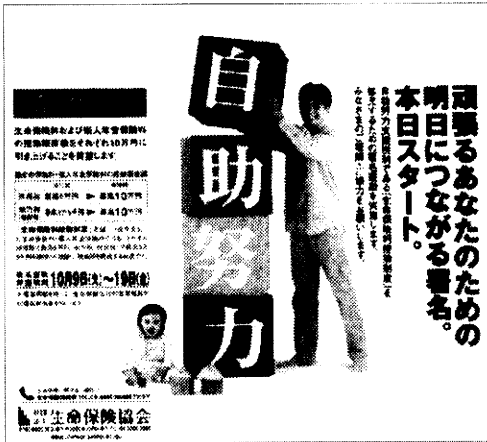
一方、政府税制調査会においては、同日、「平成14年度税制改正に関する答申」がとりまとめられ、生命保険料控除制度については「貯蓄優遇から投資優遇への金融のあり方の切り替え」「租税特別措置の聖域なき見直し」の観点から、老人マル優と一緒に貯蓄優遇税制として検討され、少なくとも時限措置へ移行するなど具体的な措置を講じるべきと結論づけられ、以下のとおり記載された。

＜政府税制調査会答申＞

生命保険料控除制度・損害保険料控除制度の見直しについては、老後に備えた自助努力の支援や相互扶助、更には不慮の事故による損害に対して共同で備えるという観点に留意が必要であるとの意見もあった。しかしながら、制度創設後長期間が経過し、保険加入率は相当の水準に達しているほか、大半の納税者に対し適用されており、これ以上の誘因効果も期待し難い。また、保険の貯蓄としての側面に着目すれば、様々な貯蓄手段のうち、特に保険に限って税制上優遇する本制度は、金融商品間の税負担の公平性及び中立性等に照らし問題があるといえる。このような実態を踏まえれば、本制度は廃止に向け検討すべきである。

さらに、少額貯蓄非課税制度等及び生命保険料控除制度・損害保険料控除制度については、長年、当調査会において、その廃止・縮減に向けて見直しを行うべきとの考え方を度々示してきた。しかしながら、制度創設以降、実際にそうした見直しは行われてこなかった。こうした過去の経緯を踏まえ、少なくとも時限措置へ移行するなど、経過的な手当てを考慮しつつ、廃止・縮減に向けて具体的な措置を講じるべきである。

当協会においては、10月9日から19日にかけて、生保労連と共催により、「豊かさと安心をもたらす自助努力社会をめざして」をスローガンに「生命保険料控除制度拡充のための署名運動」を実施した。その結果、12,659,937名の署名が集まり、国民の声として広く関係方面にアピールを行った。その後、生命保険料控除制度の見直しに関する報道がなされたことから、同制度についての世間へのさらなるアピールのため、11月27日に生保労連と共催で東京都内（東京駅、新宿駅の2か所）で街頭署名を実施し、重点要望項目である生命保険料控除制度拡充の実現に向け積極的に取り組んだ。



税制改正要望活動の新聞広告（平成13年10月9日および11月9日）

<平成15年度税制改正>

平成15年度税制改正においては、当初、自民党税制調査会、経済財政諮問会議^(注)、政府税制調査会において、それぞれ税制改正について議論が開始されたため、意思決定の主体がどこになるのか不透明な部分もあったが、最終的には例年どおり自民党税制調査会が主導権を握る形となった。

(注) 経済財政諮問会議は、経済財政政策に関し、民間有識者の意見を政策形成に反映させつつ、内閣総理大臣がそのリーダーシップを十分に発揮することを目的として、平成13年1月6日の省庁再編とともに、内閣府に設置された。

経済財政諮問会議における税制改革論議については、小泉純一郎総理大臣から検討を指示された5項目（①配偶者特別控除・特定扶養控除の廃止・縮小 ②外形標準課税の導入 ③研究開発減税・投資減税の実施 ④消費税の見直し ⑤相続税・贈与税の一体化）を中心に「公正・活力・簡素」という理念のもと、平成14年1月18日に第1回目を開催してから計42回にわたり開催された。そのようななかで、6月21日に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」が、また10月17日に「税制改革の全体像」がとりまとめられたが、当業界に直接関係する記載はなかった。

政府税制調査会においては、経済財政諮問会議同様、前述の小泉総理大臣指示5項目を中心に「公平・中立・簡素」「広く薄く」という理念のもと精力的に審議が行われ、6月14日に「あるべき税制の構築に向けた基本方針」がとりまとめられた。この間、生命保険料控除制度および死亡保険金の相続税非課税措置について特段の議論はなかったものの「基本方針」のなかで、以下のとおり記載された。

<政府税制調査会「基本方針」>
 <生命保険料控除>
 生損保料控除や住宅ローン控除など、特定の政策目的のために控除が設けられており、税

制の歪みを助長し、さらには空洞化の一因となっている。

今般、人的控除などの税制の基本構造に関わる部分についても、課税ベース拡大という視点から廃止、縮減の方向を検討する以上、政策的措置としての控除については、より厳しくその妥当性を吟味の上、廃止を含め見直す必要がある。

<死亡保険金の相続税非課税措置>

死亡保険金・死亡退職金の非課税措置については、公的な社会保障制度の充実等を踏まえ、資産選択に対する中立性、簡素化などの観点から、廃止・縮減の方向で考えるべきである。

なお、前年末の答申を踏まえ、当協会は、4月5日、本格的議論が始まる前に政府税制調査会あてに意見書を提出した。また、前述の両基本方針を踏まえて意見書を作成し、7月19日に公表した。

また、政府税制調査会においては、3月から4月にかけて、21世紀のあるべき税制について幅広く国民の意見を聴くため、「税についての対話集会」（地方公聴会）が全国6か所で開催された。さらに「基本方針」について幅広く国民の意見を聴き、理解を深めることを目的として、7月から9月まで、「税についての対話集会」（地方公聴会）が全国5か所で開催された。

10月以降、政府税制調査会において、基礎問題小委員会が頻繁に開催され、6月の「基本方針」をもとに平成15年度税制改正の具体的な作業が開始された。この時期より、経済財政諮問会議が制度設計を行い、政府税制調査会が詳細設計を行うという役割分担が形成された。10月22日の小委員会において、相続税・贈与税の一体化にともない、相続税の最高税率を引き下げ、課税最低限を引き下げるとの方向性が確認された。そうした情勢のなかで、死亡保険金の相続税非課税措置について「死亡保険金・死亡退職金の非課税措置については、公的な社会保障制度の充実等を踏まえ、もう役割は終わったので見直しを行ってもよいのではないか」との意見が出されるなど、予断を許さない状況が続いた。なお、生命保険料控除制度については特段の議論は行われなかった。

結果として、政府税制調査会において、例年より1か月ほど早い11月19日に「平成15年度における税制改革についての答申」が決定され、生命保険料控除制度については以下のとおり記載された。

<政府税制調査会答申>

生損保控除や住宅ローン控除など、特定の政策目的のために設けられている控除については、税制の歪みを助長し、「空洞化」の一要因となっていることから、引き続き、厳しくその妥当性を吟味の上、廃止を含め見直しを行う。

これを受け、当協会は、同日、平成15年度税制改正について意見を表明した。自民党税制調査会においては、例年どおり11月13日より、法人税・中小企業税制、不良債権処理と税制、相

続税・贈与税、金融・証券税制、土地税制、外形標準課税、個人所得課税、消費税、酒・たばこ税、特定財源等について集中的に審議が行われ、12月13日に「平成15年度税制改正大綱」が決定され、同日、与党「平成15年度税制改正大綱」として決定された。

生命保険料控除制度については、金融・証券税制に関する検討のなかで、財務省主税局から政府税制調査会の考え方に沿った資料提示があったものの、業界の経営環境にかんがみ特段の議論はされず、最終的に与党大綱には「検討事項」として以下のとおり記載された。

＜自民党（与党）大綱＞

生損保控除については、医療、介護など高齢化社会における社会保障政策を踏まえた新たな商品開発の進展との関係、地震災害に対する国民的な備えが重要であるとの見地、制度創設の目的が達成されているとの指摘等を踏まえ、早急に制度のあり方の抜本的な見直しを行う。

生命保険料控除制度の平成15年度における取扱いは現状維持とされたものの、引き続き大変厳しい方向性が示される内容となった。

当協会としては、平成14年7月29日から8月23日にかけて、自助努力や生命保険および生命保険料控除制度に関する意見を幅広く聴くため、生保労連と共催で100万人からのアンケート回収を目標に「生命保険料控除制度に関するアンケートキャンペーン」を実施した。その結果、1,225,267名の回答が集まり、関係方面に同制度の維持・拡充が国民の声であることを訴えた。

＜平成16年度税制改正＞

平成16年度税制改正においては、持続可能な社会保障制度の構築を目的として、政府税制調査会・自民党税制調査会などで幅広く議論が行われた。

政府税制調査会においては年明けから前年度に引き続き抜本的税制改革の議論が行われ、平成15年6月17日に中期答申「少子・高齢社会における税制のあり方」がとりまとめられた。

生命保険料控除制度については「第三 その他の課題 一 金融・証券税制」のセクションのなかで、以下のとおり記載された。

＜政府税制調査会「中期答申」＞

（金融・証券税制関連）

生損保控除や財形貯蓄といった残された貯蓄優遇税制についても、他の様々な貯蓄手段との税負担の公平性確保の要請等を踏まえ、見直しを行うべきである。

これを受け、当協会は、7月18日に意見書を公表した。

この中期答申をもとに、政府税制調査会においては、7月から9月にかけて審議の参考として幅広く国民の意見を聴くため、「税についての対話集会」（地方公聴会）が全国4か所で開催された。その後、10月6日に委員の任期満了にともなう改選が行われた。

また、厚生労働省より、平成16年度税制改正要望において、国民年金の保険料未納者を個人年金保険料控除の対象から除外するという要望が提出された。これを受け、当協会は、8月27日に反対する旨の意見を表明した。

平成16年度税制改正においては、平成15年11月の衆議院総選挙の影響により、十分な審議時間が確保されなかったため、主要課題である公的年金制度改革問題および三位一体改革に係る税源移譲の問題に議論は終始した。そのため、生命保険料控除制度および死亡保険金の相続税非課税措置に関する議論はまったく行われなかった。

なお、政府税制調査会においては、当初、11月下旬に平成16年度の税制改正答申がとりまとめられる予定であったが、小泉総理大臣より年度内に税源移譲の問題をとりまとめるよう指示が出されたことから、11月27日に「平成16年度の税制改正に関する中間報告」がいったんとりまとめられた。その後、税源移譲に関する議論が詰められ、12月15日、中間報告に三位一体改革の一環としての税源移譲に関する部分が付け加えられて、「平成16年度の税制改正に関する答申」がとりまとめられた。本答申には、生命保険料控除制度および死亡保険金の相続税非課税措置に関する具体的な記載はなかった。

自民党税制調査会の検討テーマとして、年金課税、住宅・土地、金融・証券等、法人課税、個人住民税、固定資産税、課税自主権、年金改革、三位一体改革が挙げられていたが、政府税制調査会同様、11月の衆議院総選挙の影響により、十分な審議時間を確保できず、年金改革、三位一体改革という大きなテーマに時間が割かれた。

そのようななかで、自民党税制調査会においては、12月17日に「平成16年度税制改正大綱」がとりまとめられ、同日、与党「平成16年度税制改正大綱」として決定された。

生命保険料控除制度については、金融・証券税制に関する検討のなかで、財務省主税局から生命保険料控除制度の現状に関する資料提示があったものの、特段の議論はされず、最終的に与党大綱には「検討事項」として以下のとおり記載された。（記載内容は前年と同一の文言）

<自民党（与党）大綱>

生損保控除については、医療、介護など高齢化社会における社会保障政策を踏まえた新たな商品開発の進展との関係、地震災害に対する国民的な備えが重要であるとの見地、制度創設の目的が達成されているとの指摘等を踏まえ、早急に制度のあり方の抜本的な見直しを行う。

生命保険料控除制度の平成16年度税制改正における取扱いは現状維持とされたものの、引き続き大変厳しい方向性が示される内容となった。

当協会の取組みとしては、平成16年度税制改正要望より、保険料所得控除限度額引上げに加え、死亡保険金の相続税非課税限度額への加算を重点要望項目とした。

当協会としては、平成15年9月29日から10月10日にかけて、生保労連と共催で「国民のより

＜政府税制調査会金融小委員会報告書＞

満期保険金や解約返戻金等の収益が、満期時又は解約時までの保険料の運用成果と見うる場合については、他の金融所得との中立性を確保する観点から、金融所得として20%の税率での分離課税の対象とすることを検討すべき

基礎問題小委員会においては、2月より、「あるべき税制」の具体化に向けた取組みを推進するため、「家族」「就労」「ライフスタイル」といった日本の経済社会の実像把握が行われ、6月22日に小委員会報告書「わが国経済社会の構造変化の『実像』について」がとりまとめられた。

同報告書では個別税制に関する具体的な方向性は示されていないが、以下のとおり記載された。

＜政府税制調査会基礎問題小委員会報告書＞

経済社会の構造変化等を踏まえ、どのような形で国民一人ひとりが社会共通の費用を分担していくべきかを考えなければならず、その際、個人のライフスタイルの多様化が進むなかで所得・消費・資産等多様な課税ベースに適切な税負担を求めていくことが課題となる

平成17年度税制改正においては、9月から審議が開始されたが、所得税抜本改革の前提となる「定率減税の廃止・縮小」に議論が終始した結果、生命保険料控除制度および死亡保険金の相続税非課税措置に関する議論はまったく行われなかった。

11月25日に「平成17年度税制改正に関する答申」がとりまとめられたが、本答申では生命保険料控除制度および死亡保険金の相続税非課税措置に関する具体的記載はなかった。なお、定率減税については「経済への影響も十分に考慮しつつ（平成17年度および18年度の2年間で）段階的に廃止すべき」とされた。

また、当初、平成17年度答申の目玉の一つとみられていた「金融所得課税の一体化」については、金融番号制度導入に対する銀行等の強い反発や、「10%」という当時の証券優遇税制との関係が不透明なこと等もあり、答申では「今夏の報告書の考え方に沿って、所要のシステム構築にも十分配慮しながら一体化を推進すべき」といった抽象的な表現による記載となった。

自民党税制調査会においては、地方公共団体と国との税・財政のあり方に関しての三位一体改革について税源移譲額の決定に時間を要したため、立ち上げの時期が予定より遅れ、平成16年11月29日に総会が開催され、平成17年度税制改正の審議が開始された。なお、4月から5月にかけて勉強会が開催され、通年税制調査会の様相も呈していたが、結局、例年同様、年末の集中審議となった。

議論の焦点は、定率減税の縮小・廃止および環境税導入問題等であり、所得税の抜本見直しは翌年以降に持ち越された。

そのようななかで、自民党税制調査会においては、12月15日に「平成17年度税制改正大綱」がとりまとめられ、同日、与党「平成17年度税制改正大綱」として決定された。

生命保険料控除制度については、金融・証券税制に関する検討のなかで、財務省主税局から生命保険料控除制度の現状に関する資料提示があったものの、特段の議論は行われず、最終的に与党大綱には「検討事項」として以下のとおり記載された。（記載内容は前年と同一の文言）

＜自民党（与党）大綱＞

生損保控除については、医療、介護など高齢化社会における社会保障政策を踏まえた新たな商品開発の進展との関係、地震災害に対する国民的な備えが重要であるとの見地、制度創設の目的が達成されているとの指摘等を踏まえ、早急に制度のあり方の抜本的な見直しを行う。

生命保険料控除制度の平成17年度における取扱いは現状維持とされたものの、引き続き大変厳しい方向性が示される内容となった。なお、この時期、大地震が頻発していたこともあり、地震保険料控除制度について、与党大綱の「検討事項」に「損害保険料控除制度全体の見直しのなかで、そのあり方を検討する」旨の記載がなされた。

当協会では、社会保障制度や自助努力などに関する詳細な意識調査を目的として、7月26日から8月27日の1か月間にわたり、生保労連と共催でインターネットアンケートを実施した。

その結果、アンケートには31,666件の回答が集まり、関係方面に同制度の拡充等が国民の声であることを訴えた。

＜平成18年度税制改正＞

政府税制調査会においては、平成17年6月21日、「個人所得税に関する論点整理」がとりまとめられ、生命保険料控除制度について以下のとおり「個人住民税においては速やかに整理すべきである」と記載された。

＜政府税制調査会「個人所得税に関する論点整理」＞

＜5. 個人住民税＞

(1) 所得割（抜粋）

生命保険料控除、損害保険料控除など政策誘導的な色彩の強い控除については、地方分権の観点からも、地方税である個人住民税においては速やかに整理すべきである。

また、同論点整理では一時所得と雑所得の見直しについても言及された。これらを受け、同日、当協会は論点整理に対する意見を公表した。

その後、政府税制調査会においては、平成17年10月25日に総会が開催され、平成18年度税制改正に向けた審議が開始された。平成18年度税制改正の論点は、国税では税源移譲、定率減税、政策減税、酒税、道路特定財源であり、地方税では税源移譲、定率減税、固定資産税であった。

したがって、生命保険料控除制度および死亡保険金の相続税非課税措置に関する議論はまったく行われなかった。11月25日には「平成18年度の税制改正に関する答申」がとりまとめられたが、本答申では生命保険料控除制度および死亡保険金の相続税非課税措置に関する具体的記載はなかった。主要な課題として挙げられた項目は、個人所得課税、法人課税、国際課税、酒税、固定資産税、租税特別措置等の整理合理化、特定財源、地球温暖化問題への対応、納税環境整備であった。なお、定率減税については「経済状況を見極め、廃止すべきである」とされた。

平成17年8月8日、郵政民営化法案が参議院で否決され、同日、衆議院は解散した。9月11日、衆議院総選挙が実施され、自民党の圧勝に終わった。自民党税制調査会においては、総選挙、組閣、党人事の影響で前年同様、立ち上げの時期が遅れ、11月28日に総会が開催され、平成18年度税制改正の審議が開始された。

議論の焦点は税源移譲（個人住民税10%フラット化⇒所得税率の見直し）、定率減税の廃止および政策減税（IT投資減税、研究開発減税）の縮小問題等であり、小泉総理大臣の提唱する三位一体改革、財政再建路線を受ける形となった。

そのようななかで、12月15日に「平成18年度税制改正大綱」がとりまとめられ、同日、与党「平成18年度税制改正大綱」として決定された。

①生命保険料控除制度の拡充

生命保険料控除制度については、特段の議論は行われず、与党大綱の「検討事項」に以下のとおり記載された。

<自民党（与党）大綱>

少子・長寿化が進展する中、いわゆる生損保控除について、従来の制度目的が達成されているとの指摘や年金・医療・介護などの分野における今後の社会保障政策を受けた新たな商品開発の進展等を踏まえ、保険契約者の自助努力を支援するとの観点から、制度のあり方の抜本的見直しを行う。

②地震保険料控除制度の創設

損害保険業界がこれまで長年要望してきた地震保険料控除制度が以下のとおり創設された。なお、これにともない損害保険料控除制度は廃止された（経過措置あり）。

<自民党（与党）大綱>

地震保険料控除の創設

（国税・地方税）

損害保険料控除を改組し、次のとおり地震保険料控除を創設する。

(1)居住者等の有する居住用家屋・生活用動産を保険又は共済の目的とし、かつ、地震等を原因とする火災等による損害に基因して保険金又は共済金が支払われる地震保険契約に

- 係る地震等相当部分の保険料又は掛金（国税は全額、地方税はその2分の1）を総所得金額等から控除（最高 国税5万円、地方税2万5千円）。
- (2)経過措置として、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等に係る保険料等については、従前の損害保険料控除を適用（最高 国税1万5千円、地方税1万円）。
- (3)上記(1)と(2)を適用する場合には合わせて最高 国税5万円、地方税2万5千円。
- (※) 国税は平成19年分以後、地方税は平成20年度分以後に適用。

③その他

与党「平成18年度税制改正大綱」においては、以下のとおり今後の税制改革の道筋が示された。

<自民党（与党）大綱>

平成19年度を目前に、少子・長寿化社会における年金、医療、介護等の社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通し等を踏まえつつ、その費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現させるべく、取り組んでいく。

当協会としては、平成17年9月17日から10月14日にかけて、公的保障や自助努力に対する考え方や生命保険料控除制度に対する幅広い国民の意見を聴くため、生保労連と共催でインターネットアンケートを実施した。その結果、アンケートには46,915件の回答が集まり、関係方面に同制度の拡充等が国民の声であることを訴えた。

<平成19年度税制改正>

平成19年度税制改正において、当協会はこれまでの生命保険料控除制度に対する厳しい状況も踏まえ、税制改正要望内容の変更を行った。これまでは生命保険料控除、個人年金保険料控除それぞれの所得控除限度額を10万円に引き上げる要望であったが、要望内容を変更し、「簡素」で「わかりやすい」汎用的な自助努力支援制度（総合生命保険料控除制度）の創設を重点要望項目に掲げた。具体的な要望内容は、以下のとおりである。

<平成19年度税制改正要望>

遺族・老後・医療・介護保障への多様な国民のニーズおよび多様化・複合化した生命保険商品に対応した「簡素」で「わかりやすい」汎用的な自助努力支援制度（総合生命保険料控除制度）を創設すること

— 生命保険・個人年金保険合算の年間正味払込保険料の一定割合に対して行う所得控除について、所得税法上の所得控除限度額を20万円、地方税法上の所得控除限度額を15万円とすること

なお、当協会では、要望内容変更在先立ち、平成18年6月19日から7月3日にかけて、生命保険料控除制度に関する幅広い国民の意識を調査・分析するため、生保労連と共催で100万人からのアンケート回収を目標に「生命保険料控除制度に関するアンケート」を実施した。その結果、

1,239,934名の回答が集まり、関係方面に同制度の拡充等が国民の声であることを訴えた。

<アンケート集計結果（抜粋）>

- 生命保険による自助努力を税制面から支援する生命保険料控除制度は必要・・・94.7%
- 生命保険料控除制度を拡充して欲しい・・・・・・・・・・・・・・・・・・84.9%
- 生命保険料控除制度は簡素で分かりやすい方がよい・・・・・・・・・・75.1%

政府税制調査会においては、平成18年9月12日の総会を最後に委員の任期満了を迎えたが、3年ごとに慣例的に行われていた中期答申のとりまとめは行われず、代わりに「今後の税制改革についての議論に向けて（会長談話）」が公表され、中期答申のとりまとめは次期税制調査会に送りされた。9月20日、自民党総裁選挙が行われ安倍晋三新総裁が誕生し、9月26日には第1次安倍内閣が発足した。政府税制調査会においては、11月7日に総会が開催され、本間正明新会長のもと、平成19年度税制改正に向けた審議が開始された。

平成19年度税制改正の論点は、金融・証券税制、信託税制、減価償却制度、国際課税が中心であったが、検討資料のなかで「個人住民税所得割が比例税率化されることを契機として、生命保険料控除の問題をはじめ、個人住民税の課税ベースの拡大について本格的に議論すべき」との記載があるなど、前年と同様、地方税制当局の生命保険料控除制度に対する厳しい姿勢が審議当初から表れていた。

12月1日に「平成19年度の税制改正に関する答申」がとりまとめられ、生命保険料控除制度関連については、「個人住民税」部分に以下のとおり記載された。

<政府税制調査会答申>

<(3)個人住民税>

(中略)

また、所得割の諸控除については、「地域社会の会費」としての個人住民税の性格を踏まえて整理合理化を図り、課税ベースの拡大に努めていく必要がある。こうした観点から、特に政策誘導的な控除については、所得割が比例税率化されること等も勘案し、控除額の水準等その在り方について速やかに見直すべきである。

これを受け、当協会は、同日、意見を表明した。

自民党税制調査会においては、総裁選、組閣、党人事の影響で前年同様、立ち上げの時期が遅れ、11月27日に総会が開催され、平成19年度税制改正の審議が開始された。

税制改正の焦点は、政府税制調査会と同様に、減価償却制度、上場株式等の配当および譲渡益に係る10%の軽減税率の取扱いといった金融・証券税制であった。なお、消費税については、翌年夏の参議院選挙を控え、安倍総理大臣から早々と翌年秋以降に議論するとの方針が示されたことから、まったく議論は行われなかった。自民党税制調査会においては、12月14日に「平

成19年度税制改正大綱」がとりまとめられ、同日、与党「平成19年度税制改正大綱」として決定された。

生命保険料控除制度については、「個人住民税は地域社会の会費としての性格を有することから、政策的控除はむしろ縮減・廃止すべき」との資料が提出されるなど、前年に引き続き、厳しい展開となったが、税制調査会内の議論で反対意見などもあり、結果として、現行制度が存置され、最終的に与党大綱には「検討事項」として以下のとおり記載された。

＜自民党（与党）大綱＞

少子・高齢化が進展する中、いわゆる生損保控除について、従来の制度目的が達成されているとの指摘や社会保障制度を補完する新たな商品開発の進展等を踏まえ、保険契約者の自助努力を支援するとの観点から、制度のあり方の抜本的見直しを行う。

＜平成20年度税制改正＞

平成20年度税制改正においては、当協会は前年度に引き続き、「簡素」で「わかりやすい」汎用的な自助努力支援制度として、「生命保険料控除制度」と「個人年金保険料控除制度」を統合した「総合生命保険料控除制度」への改組を重点要望項目に掲げた。なお、所得控除の要望限度額は前年度から変更している。具体的な要望内容は、以下のとおりである。

＜平成20年度税制改正要望＞

現行の生命保険料控除制度および個人年金保険料控除制度を、遺族・老後・医療・介護保障への多様な国民のニーズおよび多様化・複合化した生命保険商品に対応した「簡素」で「わかりやすい」汎用的な自助努力支援制度（総合生命保険料控除制度）へ改組すること
— 生命保険・個人年金保険合算の年間正味払込保険料の一定割合に対して行う所得控除について、所得税法上の所得控除限度額を15万円、地方税法上の所得控除限度額を7万円とすること

当協会としては、平成19年9月3日から18日にかけて、生命保険料控除制度に関する幅広い国民の意識を調査・分析するため、生保労連と共催で「生命保険料控除制度に関するアンケート」を実施した。その結果、アンケートには1,295,115名の回答が集まり、関係方面に同制度の拡充等が国民の声であることを訴えた。

＜アンケート集計結果（抜粋）＞

- 生命保険料控除制度を総合的な制度にして欲しい・・・・・・・・・・74.8%
- 生命保険料控除制度を拡充して欲しい・・・・・・・・・・81.0%
- 遺族保障は必要であり、支援を拡充して欲しい・・・・・・・・・・94.9%

政府税制調査会においては、平成19年1月22日の総会において、香西 泰氏が会長に選任され

生命保険料控除制度に関するアンケート実施中

9/3~18

このたび、保険金のお支払いに関する課題について、お客様のご意見を伺いしたいことを強くお願ひ申し上げます。貴族等のお支払い、生命保険等における最も基本的かつ重要な制度である控除に立ち、再発防止に向けてこれまで以上に徹底する取組を進めています。

また、税制の再編に向け、今後もお支払の意見に耳を傾けながら取組を進めていきたいと思います。生命保険料控除制について、是非、皆さまの声を聞かせてください。

税制改正要望の実現に向け、皆さまの声を聞かせてください!

私たちは、生活保障ニーズの多様化や生命保険商品の多様化・進化を踏まえ、現在の生命保険料控除と個人住民税控除を統合し、生活保障全般への支援が可能である「簡易」で「わかりやすい」汎用的な「統合生命保険料控除制度」へ改組する取組を検討しております。

生命保険料控除制度

高収入
高所得

個人住民税控除制度

低収入
低所得

➔

統合生命保険料控除制度

遺族保障 老後保障

医療保障 介護保障

生活保障ニーズの多様化への対応
所得の多様化・進化への対応

生活保障ニーズの多様化への対応
所得の多様化・進化への対応

収入・所得	控除額
500万円	5,000円
3,500万円	3,500円
8,500万円	1,000円
3,500万円	3,500円

税制改正要望への対応
税メリットの拡充を要請

■「生命保険料控除制度」は、生命保険による自助努力を税制から支援する制度です
（注）生命保険料控除は、生命保険の保険料を支払ったことにより、所得から控除される制度です。また、生命保険料控除は、生命保険の保険料を支払ったことにより、所得から控除される制度です。また、生命保険料控除は、生命保険の保険料を支払ったことにより、所得から控除される制度です。

生命保険協会 全国生命保険労働組合連合会

生命保険料控除制度に関するアンケート

皆さまの声を税制改正要望の実現に向け活用いたします。

生命保険料控除制度について、現行の2制度（生命保険料控除・個人住民税控除）を統合し、多様な生活保障ニーズおよび多様化した生命保険商品に対応した「簡易」で「わかりやすい」汎用的な「統合生命保険料控除制度」へ改組する取組を進めています。貴族のお考えをお聞かせください。

- 生活保障のニーズに照らして考えたいについて
あなたは、生活保障への個人についてどのように考えますか。
 A: 自分の判断で必要な額（保険等）を払って、生活保障のための取組を充実してほしい
 B: より多くの税金を払って生活保障を充実させたい
 Aである どちらかといえばAに近い どちらかといえばBに近い Bである
- 生命保険料控除制度による税負担の軽減水準について
あなたは、統合生命保険料控除による税負担の軽減水準について、どのように考えますか。
 軽減してほしい 現在のままでよい 軽減しなくても構わない
- 生命保険料控除制度のあり方について
ご自身の年齢や就業状況とともに「遺族・医療・介護・全額」の各生活保障へのニーズは変化していきますが、あなたは、このような生活保障に対応する生命保険料控除のあり方について、どのように考えますか。
 生活保障ニーズの多様化に対応できる統合的な制度にしたい 所得控除と分離して別々にしたい いずれの実現も視野に入れてほしい
- 生命保険料控除が拡充された場合の対応について
あなたは、控除が拡充されると想定された場合、今後の生命保険への加入について、どのように考えますか。
 新たに生命保険に加入し、控除額を最大限に活用したい 控除額が増えることによって、生命保険を控除できるため、控除額が増えることを望む 何も変わらない
- 遺族保障の必要性について
あなたは、遺族の生活を支えるための遺族保障の必要性について、どのように考えますか。
 A: 遺族保障は必要であり、充実を要請してほしい B: 遺族保障は必要ではない 必要はない

性別 男性 女性
年齢 18歳未満 18歳以上24歳未満 25歳以上34歳未満 35歳以上44歳未満 45歳以上54歳未満 55歳以上64歳未満 65歳以上
職業 専業主婦/専業主夫 会社員 公務員 自営業 無職 その他
収入 100万円未満 100万円以上200万円未満 200万円以上300万円未満 300万円以上400万円未満 400万円以上500万円未満 500万円以上
所得 100万円未満 100万円以上200万円未満 200万円以上300万円未満 300万円以上400万円未満 400万円以上500万円未満 500万円以上

〒 郵便番号
市町村 市区町村
氏名
〒 郵便番号
市町村 市区町村
氏名

生命保険協会 全国生命保険労働組合連合会

アンケート用紙とチラシ

たが、その後の審議の進め方においては、平成19年の前半で「基礎的な調査分析」を行い、後半に入ってから「抜本の見直しに向けた本格的な議論」を行う予定とされた。2月20日の企画会合にて、「調査分析部会（座長：田近栄治氏）」が設置され、同部会は3月から8月の間、計11回開催された。

同部会においては、委員や有識者などからの各研究テーマごとのプレゼンテーションと自由討議がほぼ毎回のように行われたほか、委員による欧州およびアジアの海外調査結果報告やIMF（国際通貨基金）の税制担当者を招いて、国際的な視点での日本の税制改革について議論が行われるなど、広範にわたり調査分析活動が実施された。

その後、9月以降は企画会合を中心に、抜本の見直しに向けた議論が開始され、個人所得課税、法人課税、国際課税、資産課税、納税環境整備、経済・財政総論、消費課税、公益法人課税など個別税目・テーマごとの審議が行われた。

個別税目ごとの議論が一巡した後、11月5日の総会において、いったん議論の論点整理が行われた。生命保険税制に関連する内容としては、個人所得課税、個人住民税に関し、「現状の所得税制は特別の控除や非課税措置が多く存在し、制度が複雑になっている。国民が理解できるような簡素で中立的な税制にすべき」「3兆円の税源移譲により比例税率化されたことによって個人住民税の応益的な性格が強まったことを十分に踏まえ、政策誘導的な控除の抑制など課税ベースの拡大に努めるべき」などが記載され、前年と同様、地方税制当局の生命保険料控除制度に対する厳しい姿勢が現われていた。

同年11月20日の総会において、「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」がとりまとめられ、

生命保険料控除制度については以下のとおり記載された。

＜政府税制調査会「基本的考え方」＞

（個人所得課税）

課税ベースについては、人的控除や所得控除、特定の収入だけに適用される特別の控除や非課税措置が多く存在して制度が複雑となり、税制上の歪みの要因となっている。

（個人住民税）

個人住民税は、「地域社会の会費」として住民がその能力に応じ広く負担を分担するという性格を有している。所得割が10%比例税率化されたことに伴い、応益性がより明確となることを踏まえ、そのあり方を考える必要がある。

（中略）

また、所得割の諸控除については、応益的な性格がより明確となったことを踏まえ、政策誘導的な控除の見直しを行うなど課税ベースの拡大に努めていく必要がある。

これを受け、当協会は、同日、意見を公表した。

平成19年度の政治情勢をみると、7月に実施された参議院通常選挙の結果、与野党の議席数は逆転し、野党の民主党が参議院の第一党となる、いわゆる「ねじれ国会」の状態となった。さらに9月12日には安倍総理大臣が突然辞任を表明、その後、自民党総裁選が行われ、福田康夫議員が自民党総裁に選ばれ、9月25日には福田内閣が発足した。

自民党税制調査会においては、11月26日の総会から平成20年度税制改正の審議が開始された。

平成20年度税制改正の焦点は、上場株式等の配当および譲渡益に係る軽減税率の取扱いや損益通算といった金融・証券税制、中小企業の地域経済活力を維持するための事業承継税制、地方税制における地域間の財政力格差縮小、公益法人制度改革への対応、寄附金税制など、税体系の抜本的改革に向けた橋渡しとして、これまでの構造改革の過程で生じた諸問題への対応に重点が置かれた。

自民党税制調査会においては、12月13日に「平成20年度税制改正大綱」がとりまとめられ、同日、与党「平成20年度税制改正大綱」として決定された。

生命保険料控除制度においては、金融庁等から「新たな生命保険料控除の創設」に関する税制改正要望が示されるなか、総務省からは地方税における「生命保険料控除の早急な整理」が税制改正要望として示された。税制調査会内の議論では、「新たな生命保険料控除の創設」を支援する意見が多数あったが、実現には至らず、結果、現行制度が存置され、最終的に与党大綱には「検討事項」として以下のとおり記載された。（記載内容は前年と同一の文言）

＜自民党（与党）大綱＞

少子・長寿化が進展する中、いわゆる生損保控除について、従来の制度目的が達成されてい

るとの指摘や社会保障制度を補完する新たな商品開発の進展等を踏まえ、保険契約者の自助努力を支援するとの観点から、制度のあり方の抜本的見直しを行う。

民主党税制調査会においては、平成19年12月6日の拡大役員会において各部門でとりまとめられた要望のヒアリングが行われるなど、平成20年度税制改正の審議が開始された。

12月25日の総会において「2008年度の税制改革大綱 — 納税者の立場に立ち「公平・透明・納得」の税制を築く —」が了承され、翌26日の民主党「次の内閣」において正式決定された。

なお、民主党税制改革大綱には、生命保険料控除制度に関する記載はなかった。

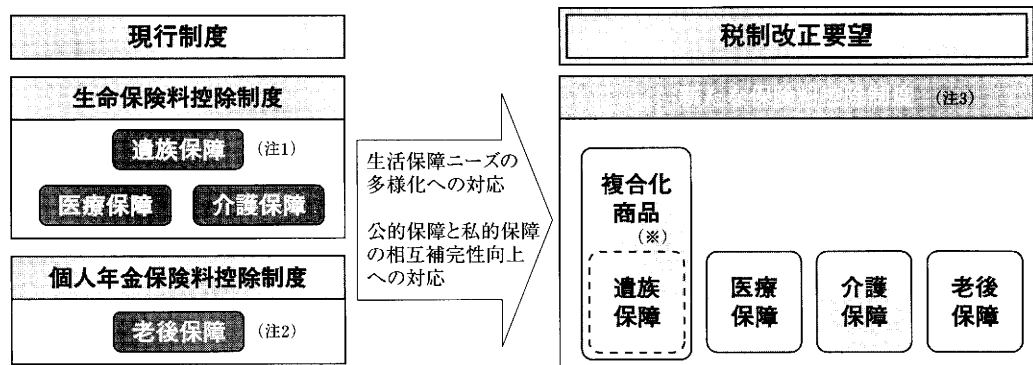
<平成21年度税制改正>

平成21年度税制改正において、当協会は、損保業界など関係業界と要望内容を調整のうえ、「生命保険料控除制度」および「個人年金保険料控除制度」の改組・拡充を重点要望項目に掲げた。これは、生活保障ニーズの多様化に対応し、公的保障と私的保障の相互補完性をより高めることにより、国民が遺族・医療・介護・老後の各生活保障を幅広く準備できるようにすることを企図するもので、両制度を統一本化したうえで各保障の所得控除額に上限を設定する内容である。具体的な要望内容は、以下のとおりである。

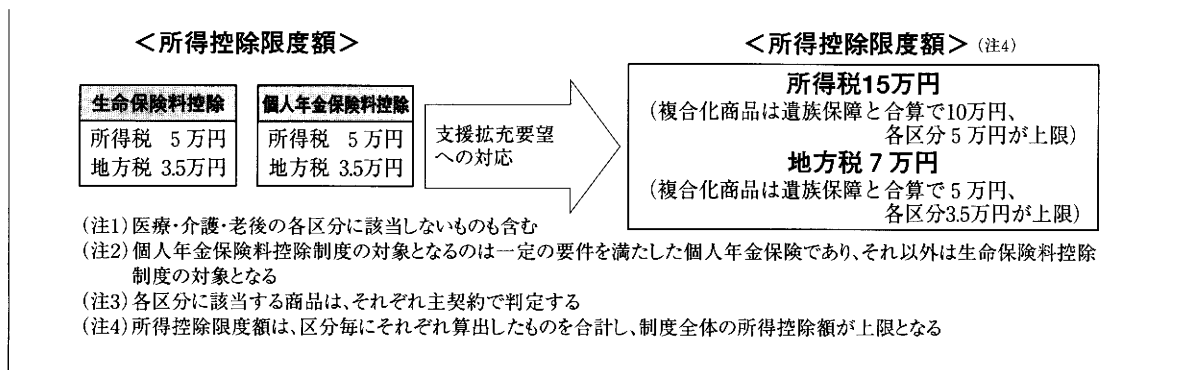
<平成21年度税制改正に関する要望>

現行の生命保険料控除制度および個人年金保険料控除制度を統一本化し、遺族・医療・介護・老後保障への多様な国民のニーズに対応し、公的保障と私的保障の相互補完性をより高めていくため、国民が各生活保障を幅広く準備できる自助努力支援制度（新たな保険料控除制度）へ改組すること

— 生命保険・個人年金保険の年間正味払込保険料の一定割合に対して行う所得控除について、所得税法上の所得控除限度額を15万円、地方税法上の所得控除限度額を7万円とすること



(※) 複合化商品とは、遺族保障をベースに医療保障、介護保障が付加された商品のことをさす



当協会としては、平成20年9月1日から26日にかけて、生命保険料控除制度に関する幅広い国民の意識を調査・分析することを目的に、生保労連および生命保険ファイナンシャルアドバイザー協会（JAIFA）の3団体共催で「生命保険料控除制度に関するインターネット・アンケート調査」を実施した。その結果、55,257件の回答が集まり、関係方面に同制度の拡充等が国民の声であることを訴えた。

<アンケート集計結果（抜粋）>

- 生命保険料控除制度を拡充して欲しい・・・・・・・・・・・・・・・・・・87.3%
- 生活保障ニーズの様々な変化に対応できる制度にして欲しい・・・・91.9%
- 制度が拡充された場合、保障内容を充実させる・・・・・・・・・・67.9%

一方、平成19年夏以降、サブプライムローン問題に端を発する世界的な金融市場の混乱が顕在化し、平成20年9月15日には米証券大手リーマン・ブラザーズが破綻した。そのさなか、9月1日に福田総理大臣が辞任を表明した。自民党総裁選により、麻生太郎議員が後任の総裁に選出され、9月24日には麻生内閣が発足した。新内閣では、100年に一度と言われる世界金融市場の混乱による景気後退に対して、10月30日に「生活対策」がとりまとめられた。同対策には、日本経済は「全治3年」という基本認識のもと、「当面は『景気対策』、中期的には『財政再建』、中長期的には『改革による経済成長』という3段階で、経済財政政策を進める」ことが明記された。そして、必要な税制上の措置については、平成21年度税制改正において具体化することとされた。

このようななか、自民党税制調査会においては、11月11日に総会が開催され、平成21年度税制改正の審議が開始された。12月12日にとりまとめられた自民党（与党）大綱においては、その基本的な考え方として、「経済金融情勢に即応し、世界経済の混乱やそれに伴う国内経済の不振から国民生活を守り、今年度からの3年間のうちに景気回復を最優先で実現するとの断固たる決意に基づいて、わが国の内需を刺激するため、大胆かつ柔軟な減税措置を講じる」こととされた。そして、保険ニーズの多様化や社会保障を補完する分野の重要性を踏まえ、生命保険

料控除制度および個人年金保険料控除制度を改組し、所得税の控除限度額を拡充する旨が明記され、両制度の抜本的な制度見直しが約四半世紀ぶりに実現されることとなった。記載内容は、以下のとおりである。

<自民党（与党）大綱の概要>

- 制度の枠組みは「(一般) 生命保険料控除」「介護医療保険料控除」「個人年金保険料控除」の3つの控除
- 各控除の控除限度額は、所得税4万円(12万円)、地方税2.8万円(7万円)
※カッコ内は、3つの控除合計の控除限度額
- 控除額の計算にあたり、主契約又は特約の保険料を分離し、各控除に適用
- 新制度を適用する契約は、所得税・地方税でそれぞれ以下のとおり。
 - ・所得税：新制度の施行日以後に締結した生命保険契約等
 - ・地方税：平成24年以後に締結した生命保険契約等
- 上記以外の契約については、引き続き、現行の「(一般) 生命保険料控除」「個人年金保険料控除」を適用
(新制度・現行制度を合計し、控除限度額は、所得税12万円、地方税7万円)
- 新制度の適用は、所得税・地方税でそれぞれ以下のとおり。
 - ・所得税：平成24年分以後の所得税から
 - ・地方税：平成25年度分以後の個人住民税から
- 今後、制度移行に伴う諸課題について更に検討を進め、平成22年度改正にて法制上の措置を講ずる。

これを受け、当協会は、同日、平成21年度与党税制改正大綱について意見を表明した。

民主党においては、12月24日に「税制抜本改革アクションプログラム」がとりまとめられた。同アクションプログラムでは、「現下の経済状況に対応し、国民生活を守り、わが国経済の基盤である中小企業の経営を支えることを中心に」改正に取り組むことを求めていくこととされ、生命保険料控除制度および個人年金保険料控除制度の改組・拡充方針については以下のとおり記載された。

<民主党「税制抜本改革アクションプログラム」>

5. 平成21年度税制改正について

(2) 内需主導型経済への転換

- 生損保など民間保険会社の保険料控除については、社会保障制度を補完する遺族・医療・介護・老後(年金)といった保険商品に対応した、新しい保険料控除制度を創設した上で、所得控除限度額を所得税において15万円程度に引き上げる。

政府税制調査会においては、7月22日に第25回企画会合が開催され、税制をめぐる状況について認識の共有を図った後、改めて11月14日開催の第26回企画会合から議論が再開された。そ

の結果、11月28日に「平成21年度の税制改正に関する答申」が公表され、そのなかで①平成21年度税制改正、②政府の「生活対策」に対する考え方、および③抜本的税制改革の道筋についての考え方がとりまとめられたが、生命保険料控除制度に関する具体的な記載はなかった。

2. 生命保険税制に関する意見表明および意見書の提出

<平成13年度税制改正>

(1) 厚生省の「国民年金未納・未加入者に係る生命保険料控除の見直し」要望に対する意見

当協会は、平成12（2000）年8月25日に公表された厚生省の平成13年度税制改正要望のなかで、国民年金の未納・未加入者を個人年金保険料控除の対象から除外することが要望されていたことから、同日、これに強く反対する旨の意見を表明した。意見表明の内容は、以下のとおりである。

厚生省の「国民年金未納・未加入者に係る生命保険料控除の見直し」の要望に対する意見

私ども生命保険協会は、「自助努力の奨励」と「相互扶助の推進・社会的連帯の助長」を目的として創設された個人年金保険料に係る生命保険料控除（以下、個人年金保険料控除）について、豊かで安心して暮らせる老後生活の確保に向けた個人の自助努力を支援するために、一層の拡充を要望してまいりました。

これに対し、厚生省は、今般、平成13年度税制改正要望の中で、国民年金の未納・未加入者を、個人年金保険料控除の対象から除外することを要望しております。

国民年金の未納・未加入者問題は、公的年金の将来にとって課題ではありますが、その解決のためには、国民年金制度についての周知徹底や、公的年金の将来に対する国民の不安感を取り除くことが先決であると考えます。

この問題は、個人年金保険料控除とは全く別次元の問題であり、国民年金の未納・未加入者に対する懲罰的観点から、個人年金保険料控除の見直しを行うことには強く反対いたします。

<平成15年度税制改正>

(1) 意見書「抜本的税制改革議論の視点について」

当協会は、平成14年4月5日、前年末の政府税制調査会答申において生命保険料控除制度の廃止・縮減の方向性が示された状況を踏まえ、「基本方針」のとりまとめに向けた本格的議論が始まる前に意見書を提出した。意見書の内容は、以下のとおりである。

政府税制調査会御中

平成14年4月5日

社団法人 生命保険協会
一般委員長 松 浦 徹

抜本的税制改革議論の視点について

21世紀のあるべき税制に向けた抜本的税制改革の議論が開始され、改正の視点として税の空洞化、受益と負担のあり方、社会構造の変化など多くの視点が上げられています。なかでも、少子・高齢化が進展する中で活力ある社会を築いていくためには、社会保障制度のあり方との関連が極めて重要な視点となると考えます。従来から、私どもは、社会保障制度のあり方の変化に伴い、私的保障の充実を推進していく必要があるとの考えのもと、生命保険料控除制度・個人年金保険料控除制度の拡充を要望して参りました。ついては、今回の抜本的な税制改革議論にあたり、改めて社会保障制度と生命保険の役割、生命保険料控除制度・個人年金保険料控除制度の意義について、下記のとおり意見を申し上げます。

記

1. 社会保障制度の今後の方向と私的保障の重要性の増大について

わが国では、公的保障にかかる現役世代の負担は限界に近づいており、社会保障制度の改革は重要な課題となっています。また、本年1月に公表された経済財政諮問会議の「構造改革と経済財政の中期展望」においても、社会保障制度は重要な生活インフラであるとの認識のもと、世代間・世代内の公平性、給付と負担の均衡、経済との調和を図りながら、将来にわたり持続可能な社会保障制度を再構築していくことが政府の方針として示されたところ です。

今後、社会保障制度が再構築されていく過程において望ましい生活水準の保障を将来的にも確保していくためには、私的保障を一層充実させていくことが不可欠となります。また、民間保険会社が提供する保障機能を有効に活用していくことは、民間の活力を生み経済の活性化にもつながることになります。民間部門の活力を利用していくことは「構造改革と経済財政の中期展望」等に示されている政府の方針とも合致するのではないかと考えられます。

2. 生命保険・個人年金保険の役割と生命保険料控除制度・個人年金保険料控除制度について

(1) 生命保険・個人年金保険の役割について

生命保険は、これまでも遺族保障、老後保障、医療保障、介護保障の各分野において、様々な生活リスクに対応する商品を提供しており、公的保障の給付とあわせて必要な水準の保障の確保を可能とし、あるいは公的保障でカバーできない部分の保障を提供しています。民間生保からの保険金・年金の支払総額は平成10年度で約18兆円と、社会保険給付の約3割まで達しており、今後もその役割は益々重要になっていくものと考えられます。

生命保険の保障機能については、相互扶助の仕組みに基づいていることから、預貯金等で保障を準備する場合と比較すると、加入直後から必要な保障を確保できること、各人が負担するコストも少ないことなどの優位性を持っており、社会保険と同質の機能を担える唯一の手段と言えます。

また、個人年金保険は、相互扶助の仕組みにより、終身保障や死亡保障の機能を有しており、今後の高齢社会において一層重要性が高まる老後保障に対して、真に必要な保障を

提供するための最適な手段です。

(2) 生命保険料控除と個人年金保険料控除の意義について

前述の通り、公的保障からの給付は現状を維持していくことが困難な状況であり、必要な保障の水準を将来的にも確保していくためには、私的保障部分を一層充実させていくことが必要になってきます。公的保障の見直しを契機として、自助努力による私的保障のさらなる充実を国民に求めていくことから、国がこれを支援していくことが必要であると考えられます。

特に、生命保険は、相互扶助の仕組みに基づくため、事故がない場合は保険金を受取れないこと、解約返戻金が払込保険料より少ないことがあること、病気になってからでは加入できない場合があることなど、預貯金等とは異なる特性があります。したがって、生命保険加入の動機付けや長期間の契約継続を促すためには、保険料の支払段階で適用される生命保険料控除制度が、最も有効な支援措置であると言えます。

個人年金保険も相互扶助に基づいており、他の商品と比較して老後保障に最適な仕組みであり、今後もその意義は変わることはなく、また、若年層から長期間に亘って安定的に積み立てを行うことが必要であることから、個人年金保険料控除が最も有効な支援措置です。

さらに、保険料控除額を公費負担と見なし、支払額に対する公費負担割合を生命保険と社会保険で比較すると、社会保険の26%に対して生命保険は2%で済んでおり、生命保険料控除は効率的な仕組みであり、今後とも少ない公費負担で国民が保障を確保することに貢献することができます。

一方で、生命保険料控除制度については、保険加入率が相当の水準に達していることや、金融商品間の税負担の公平性及び中立性等の観点から見直しが必要とのご指摘がなされており、

しかし、生命保険は、年齢・家族構成などライフサイクルに応じ変化する保障ニーズに対応し、不断にその内容を見直し、長期間にわたり契約を継続する必要があることに留意が必要です。生命保険による私的保障を充実していくためには、今後も保険加入率水準を維持していくことが必要であり、現在の保険加入率の水準をもって生命保険料控除制度の目的が達成したとされるものではありません。

また、貯蓄優遇税制見直しの観点からの指摘もされていますが、生命保険は、相互扶助の仕組みにより保障を効率的に提供することを目的とした制度であり、預貯金等の貯蓄とは根本的に仕組みや利用目的が異なるものです。生命保険料控除制度については、生命保険の一面だけを捉えて他の金融商品と比較するのではなく、生命保険本来の役割・機能を検討の視点とした議論をお願い致します。

最後に、抜本的税制改革議論では、社会保障制度改革との関連が重要な視点になりますが、特に、社会保障制度との関係の強い税制に関しては、社会保障制度のあり方と合せた慎重な検討をお願い致します。

以上

(2) 意見書「少子高齢社会に向けた生命保険と税制支援のあり方について」

平成14年6月14日に政府税制調査会において「あるべき税制の構築に向けた基本方針」が、同月21日には経済財政諮問会議において「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」がとりまとめられたため、その基本方針を踏まえ、生命保険料控除制度に関する意義・必要性を当協会意見として広く公表することにより支持を集めていくための意見書を作成し、7月19日に公表した。意見書の内容は、以下のとおりである。

少子高齢社会に向けた生命保険と税制支援のあり方について ～抜本的税制改革審議を踏まえて～

はじめに

今年年初から21世紀の税制のあり方に関して抜本的な税制改革審議が進められ、6月には経済財政諮問会議から「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」が、政府税制調査会から「あるべき税制の構築に向けた基本方針」が答申されたところであります。

私どもは、少子高齢化が進行する中で、より安心して生活できる生活保障のインフラとして、遺族保障、医療保障、介護保障、老後保障の各分野において国民の安心を支えていくのが生命保険の役割であるとの考えの下、生活保障を充実させるため自助努力する国民を支援する税制として生命保険料控除制度（生命保険料控除・個人年金保険料控除）の意義を訴えて参りました。

今般答申された経済財政諮問会議「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」では、税制改革の視点として「社会保障制度改革と整合性をもって進める」ことが挙げられており、生命保険料控除制度は、この様な視点からも意義付けられるものと考えております。一方、政府税制調査会の「あるべき税制の構築に向けた基本方針」では、生命保険料控除制度も住宅ローン控除などの特定目的の控除制度と併せて、有効性の検証が課題として取り上げられています。

このような税制改革の審議及び昨年の税制改正審議の中でのご意見などを踏まえて、少子高齢社会に向けた生命保険と税制支援（税制上の支援措置）のあり方について、改めて、私どもの考えをとりまとめました。

<要 旨>

- ・生活保障は公的保障と私的保障で支えられ、私的保障への税制支援も必要です。
- ・民間生命保険は、公的保障の3割に相当する給付を行っています。生命保険料控除制度は国民の生活保障を充実するための有効な公費投入です。
- ・持続可能な社会保障制度を目指して社会保障制度改革が行われている中で、私的保障に求められるものは大きくなり、国民の自助努力の負担も大きくなります。
- ・自助努力の負担増加を抑えながら私的保障を充実していくためには、効率的な手段である生命保険の活用が最適であり、税制支援としての生命保険料控除制度の意義は大きくなります。

保険料控除制度に関しては、人保険の分野では、医療・介護・年金の分野で少子高齢社会に向けた対応が図られて、「21世紀型の保険料控除制度」としての機能強化が図られています。この対応の趣旨を踏まえた一層の加入促進と保険金額の充実促進のため、控除限度額の拡充などが今後の検討課題となります。

(以下省略)

(3) 要望書「株式等譲渡益課税に関する緊急要望について」(5団体連名)

① 要望書提出の背景および要望内容

平成14年9月に入ってから株式市場の低迷を契機に、株式市場活性化のための税制上の支援措置を金融業界が連名で要望する動きがあり、当協会は株式市場活性化は生命保険業界にとっても重要事項であること、また、金融業界連名での対応であることから、個別の税制改正要望とは別の動きとして、同要望の提出に賛同することとした。賛同団体は、日本証券業協会、全国銀行協会、信託協会、当協会、日本損害保険協会の5団体である。

なお、同要望書は臨時国会開会前日の10月17日に財務大臣をはじめとする関係方面に提出された。要望書の内容は、以下のとおりである。

平成14年10月

財 務 大 臣
塩 川 正 十 郎 殿

日本証券業協会
会長 奥 本 英 一 朗

全国銀行協会
会長 寺 西 正 司

社団法人 信託協会
会長 高 橋 温

社団法人 生命保険協会
会長 横 山 進 一

社団法人 日本損害保険協会
会長 石 原 邦 夫

株式等譲渡益課税に関する緊急要望について

デフレからの脱却を実現し、景気回復を本格的なものとするためには、わが国金融システムの将来を担うに足る直接金融市場を構築することが必要不可欠です。特に、昨今の厳しい株式市況に鑑みれば、株式市場の活性化こそ喫緊の課題と考えます。

株式市場を活性化し、健全な発展を図っていくためには、広範・多様な投資家の市場参加、とりわけ個人投資家の参加を促進することが重要です。そのための環境整備を早急に進めることが肝要であり、税制面においても、政策的な投資インセンティブを設けることが必要です。

租税政策は、国の経済政策や財政政策の一環として、国民経済の成長と安定に資すべきものであり、税制のあり方は、わが国の社会・経済情勢の変化に応じて見直されるべきものです。現在の株式市場が、まさに危機的状況に直面していることを考え、今こそ、税制面において、大胆に思い切った措置を講じ、国民に対して市場重視の断固たるメッセージを示すことが求められていると考えます。

そこで、私ども一同、株式等譲渡益課税に関する税制措置について、平成15年1月より実施頂きたく、下記のとおり要望いたします。その趣旨を十分ご理解のうえ、格段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

株式等譲渡益課税について、当分の間、大幅な非課税措置（申告不要）を講ずること

以上

②決着内容

株式等譲渡益課税に関する取扱いについては、与党「平成15年度税制改正大綱」において以下のとおり記載された。

<自民党（与党）大綱>

（国税）

3 上場株式等に係る譲渡所得等に関する優遇措置の見直し

(1)平成15年1月1日以後5年間に上場株式等を譲渡した場合における上場株式等に係る譲渡所得等の金額について、7%の優遇税率により所得税を課税する特例を創設する。

(2)(1)の特例の創設に伴い、次の特例を廃止する。

①長期所有上場株式等に係る譲渡所得等に対する暫定税率の特例

②長期所有上場特定株式等の譲渡所得に係る100万円特別控除の特例

（注）上記の改正は、平成15年分以後の所得税について適用する。

（地方税についても同様に3%の優遇税率について記載されている）

(4)意見表明「平成15年度税制改正について」

政府税制調査会においては、平成14年11月19日、「平成15年度における税制改革についての答申」が小泉総理大臣あてに提出されたが、そのなかで、生命保険料控除制度の見直し等が検討項目として盛り込まれていたことから、当協会は、同日、平成15年度税制改正の最終決着に向

けて、再度、生命保険料控除制度および死亡保険金の相続税非課税措置の維持・拡充を要望する旨の意見を表明をした。意見表明の内容は、以下のとおりである。

平成15年度税制改正について

平成14年11月19日

社団法人 生命保険協会

会長 横山進一

生命保険協会は、少子高齢化が進む中での社会保障制度のあり方の変化に伴い、公的保障と私的保障とが分担して国民の生活保障を支える体制を構築していく上で、私的保障への税制支援措置の拡充が必要と考えております。そのための措置として当会では、かねてより、「生命保険料控除制度」の拡充、「死亡保険金の相続税非課税措置」の拡充を要望して参りました。

しかしながら、本日、政府税制調査会から小泉首相へ提出された「平成15年度における税制改革についての答申」では、生命保険料控除制度の見直しなども検討項目として盛り込まれています。

生命保険は相互扶助による助け合いの制度であり、国民の生活を社会保障と共に支える大切な役割を担っているものであります。少子高齢社会の下で持続可能な社会保障制度に向けた様々な改革に伴い、私的保障の重要性が高まっておりますが、これに伴い税制上の支援措置は一層重要になっていくものと考えられます。当会では、「生命保険料控除制度」、「死亡保険金の相続税非課税措置」の維持・拡充を引き続き強く要望するものであります。

以上

<平成16年度税制改正>

(1)意見書「国民の安心を支える生命保険の役割と税制支援について」

政府税制調査会において、平成15年6月17日、中期答申「少子・高齢社会における税制のあり方」がとりまとめられ、生命保険料控除制度および相続税関連について以下のとおり記載された。

<政府税制調査会「中期答申」>

(金融・証券税制関連)

生損保控除や財形貯蓄といった残された貯蓄優遇税制についても、他の様々な貯蓄手段との税負担の公平性確保の要請等を踏まえ、見直しを行うべきである。

(相続税・贈与税関連)

これまで相続税は、累次にわたる減税や各種の特例の拡充により、その負担は大幅に緩和されてきたが、負担の適正化に必要な課税ベースの拡大は実施されてこなかった。

(中略) 今後、少子・高齢化の下では、相続税について、従来より広い範囲に適切な税負担を求めるねらいから、課税ベースの拡大に引き続き取り組む必要がある。

これを受け、当協会は、7月18日、国民の自律・自助の精神にもとづく私的保障の充実を支援する税制である生命保険料控除制度ならびに遺族の生活保障を支える死亡保険金の相続税非課税措置に関する意見書「国民の安心を支える生命保険の役割と税制支援について」を公表した。意見書の概要は、以下のとおりである。

「国民の安心を支える生命保険の役割と税制支援について」概要

生命保険協会では、税制改革審議にあたり、国民の自律・自助の精神に基づく私的保障の充実を支援する税制である生命保険料控除制度（個人年金保険料控除制度を含む）等の意義を訴えてまいりました。

今後の平成16年度税制改正に向けた審議の中で、社会保障制度と税制が議論されていくにあたって私どもの考えを取りまとめ、あらためて「国民の安心を支える生命保険の役割と税制支援について」として公表することにいたしました。

◇社会保障制度改革と生命保険の役割

- ・少子・高齢化が進む中、国民のセーフティネットとしての持続可能な社会保障制度を改革・再構築し、国民が安心できる生活保障を確保するためには、「公私両輪による生活保障」との理念をより明確にして、私的保障をさらに充実させる必要があると考えます。
- ・私的保障である生命保険は遺族、医療、介護、老後の各保障分野において国民の生活保障を充実させ、社会保障制度を補完する役割を果たしてきており、今後その役割は益々重要になると考えます。
- ・生命保険は預貯金等の金融商品とは異なる相互扶助の仕組みで成り立っており、効率的に保障を準備することができます。

◇生命保険料控除制度等の意義

- ・生命保険料控除制度は社会保障制度の見直しに伴い、私的保障の充実が益々重要となる中、生命保険への加入や継続を支援する税制です。
- ・また、死亡保険金の相続税非課税措置は遺族の生活保障を支える重要な役割を担っています。
- ・生命保険料控除制度等の拡充は国民に「公私両輪による生活保障」との社会保障制度の理念を伝えるメッセージとなり、国民の安心感を生み出し、経済活性化に繋がると考えます。
- ・生命保険料控除制度による税金の減収は、生命保険を通じて生活保障を充実させるための有効な公費投入になっていると考えられます。

【生命保険料控除制度の概要】

＜生命保険料控除＞

一定の要件を満たす生命保険料は、所得税5万円、地方税3.5万円を限度に所得控除の対象となります。

＜個人年金保険料控除＞

一定の要件を満たす個人年金保険料は、生命保険料控除とは別に所得税5万円、地方税3.5万円を限度に所得控除の対象となります。

＜例＞

- ご夫婦とお子様二人、年収700万円（給与収入）
- 年間のお支払い保険料が以下の場合
 - ・ 生命保険料 10万円
 - ・ 個人年金保険料 10万円

（注）課税所得は給与所得控除、社会保険料控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除を控除し、配偶者の収入はないものとしております。

税負担の軽減効果
約17,000円

これだけ税負担が軽くなります

(2) 厚生労働省の「国民年金保険料の未納者に対する個人年金保険料の控除の適用除外」の要望に対する意見

厚生労働省が平成16年度税制改正要望のなかで、国民年金保険料の未納者を、個人年金保険料控除の対象から除外することを要望したため、平成15年8月27日、当協会は反対の意見を表明した。意見表明の内容は、以下のとおりである。

厚生労働省の「国民年金保険料の未納者に対する個人年金保険料の控除の適用除外」の要望に対する意見

平成15年8月27日
社団法人 生命保険協会
会長 森田 富治郎

わが国では、急速な少子・高齢化が進む中、将来にわたって持続可能な公的年金制度の再構築に向けた議論が進められているところです。公的年金のさらなる見直しが見込まれる中にあっては、公的保障と私的保障とがそれぞれ役割を分担して国民の老後生活を支える体制を確立していく必要があります。個人年金保険は、相互扶助の原理に基づいて効率的に老後保障を準備する手段として、公的年金制度とともに国民の老後保障を支える役割を担っており、今後、

その役割は益々重要になっていくものと考えられます。

こうした認識の下、私ども生命保険協会は、「自助努力の奨励」と「相互扶助の推進・社会的連帯の意識の助長」を目的として創設された個人年金保険料に係る生命保険料控除（以下、個人年金保険料控除）について、国民が安心して暮らせる老後生活の確保に向けた個人の自助努力を支援するために、一層の拡充を要望してきております。

これに対し、厚生労働省は、今般、平成16年度税制改正要望の中で、国民年金保険料の未納者を、個人年金保険料控除の対象から除外することを要望しております。

国民年金の未納・未加入者問題は、公的年金制度にとって喫緊の課題ではありますが、その解決のためには、国民年金制度についての周知徹底や、持続可能な公的年金制度を再構築し、公的年金の将来に対する国民の不安感を取り除くことがまずは重要であると考えます。

国民年金の未納・未加入者問題と個人年金保険料控除制度は全く別次元の問題であり、国民年金保険料の未納者に対する懲罰的観点から個人年金保険料控除制度の見直しを行うことには、強く反対いたします。

以 上

<平成17年度税制改正>

(1)「産業金融機能強化のための金融所得課税のあり方に関する検討小委員会報告書（案）」に対する意見

経済産業省産業構造審議会産業金融部会傘下の「産業金融機能強化のための金融所得課税のあり方に関する検討小委員会」において、平成16年4月30日、「産業金融機能強化のための金融所得課税のあり方に関する検討小委員会報告書（案）」が公表されたが、そのなかで金融所得一元化の論点として、「保険」に関し以下のとおり記載された。

<検討小委員会「報告書（案）」>

（保険について）

保険商品のうち、金融投資的色彩の強い貯蓄性を有する保険商品は、その経済的な機能が他の投資性を有する金融商品と同様であることから、本来、一元化の対象とするべきであると考えられる。

こうした考え方は過去の税制改正でも導入されており、例えば貯蓄的な色彩が強いと認められる商品は利子所得と同様の課税を行うこととされている（昭和62年税制改正）。

なお、実務上の論点として、最近の保険が保障を中心とした商品設計になりつつあることや、生損保両方の性格を持った総合的な商品など、保険料のどの部分が保障でどの部分が貯蓄かをどのように明確に判断すればよいかとの点が指摘されている。

経済産業省が同日付けで同報告書（案）をパブリックコメント手続に付したことを受け、当協会は5月28日、「生命保険は投資性のあるいわゆる金融商品とは異なる役割・機能を持っており、金融所得課税の一元化の対象とすることは適当ではない」旨の意見を経済産業省あてに提出した。

「産業金融機能強化のための金融所得課税のあり方に関する
検討小委員会報告書（案）」に対する意見

○報告書（案）P30に記載の「(iv) 保険について」について

- 当報告書（案）においては、一元化の対象とすべき金融商品は将来のキャッシュフローを取引対象とする投資であるとの前提に立って「保険商品のうち、金融投資的色彩の強い貯蓄性を有する保険商品は、その経済的な機能が他の投資性を有する金融商品と同様であることから、本来、一元化の対象とするべきであると考えられる。」との指摘がなされている。
- しかしながら、将来のキャッシュフローを取引対象とするといった側面のみに着目して金融商品を定義し、一元化の対象とすることは必ずしも適切ではなく、様々な商品について個々に役割・機能を考慮の上、検討する必要があると考えている。
- 生命保険は、死亡・医療・介護・老後などのリスクに対し、社会保障制度とともにトータルに国民の安定的な生活を支える社会的役割を担っている。また、その仕組みは相互扶助の原理に基づき、多数の契約者が公平に負担した保険料をプールした資金から保険事故に該当した人に保険金を支払う、集団による保障スキームであり、投資性のあるいわゆる金融商品とは異なる性格のものである。
- また、契約者（保険料負担者）と保険金受取人の関係やその保険種類などによってその形態が多岐に亘るという特徴を持っており、現行税制はそれぞれに応じ、適切な課税取扱が行われている。
- 当報告書（案）にて、「本来、一元化の対象とするべき」と記載された「金融投資的色彩の強い貯蓄性を有する保険商品」が指すものは現段階では明確ではないが、生命保険である以上、どの商品も死亡保障や老後保障などの相互扶助の原理に基づく生活保障の機能を有していることから、金融所得課税の一元化の対象とすることは適当ではないと考える。

<平成18年度税制改正>

(1) 政府税制調査会「個人所得課税に関する論点整理」に対する意見

政府税制調査会において、平成17年6月21日、「個人所得課税に関する論点整理」が公表され、生命保険料控除等に関し以下のとおり記載された。

<政府税制調査会「論点整理」>

2. 所得の種類と税負担のあり方

(1) 所得区分

（省 略）

⑥一時所得

他の所得区分に該当しない所得のうち、その発生が一時的・偶発的であり、対価性を有しないものについては一時所得に分類し特別な取扱いを行っている。個々の納税者にとっての主たる所得である「経常的な所得」以外の所得、という意味では一時所得は雑所得と同様であり、対価性の有無をもって雑所得とは別の所得区分を設けていることについては合理性がないと考

えられる。制度の簡素化の観点をも踏まえれば、雑所得に統合することを検討すべきである。

⑦雑所得

イ) 雑所得は、10種類の所得区分のうち、利子所得から一時所得までの他の9種類の所得区分に該当しない様々な所得を一括したものである。その内容を見ると、公的年金等に係るもの、先物や私的年金等資産運用に関連するもの、その他のもの（原稿料・講演料等）が混在する状況にある。

ロ) このうち公的年金等については、かつて給与所得に分類されていた。しかし、給与所得と同一の事情にない公的年金に、勤務費用の概算控除等の趣旨から設けられている給与所得控除を適用することは合理的でないとの理由に基づき、昭和62年の税制改正において公的年金等控除が設けられ、所得区分も給与所得から雑所得に変更されて現在に至っている。公的年金等については、公的年金等控除の適用があり、他の雑所得とは所得計算方式が全く異なること、公的年金の受給者が増加していること、年金に係る所得が増大していることを考慮すれば、雑所得の中に留めておくことは適切ではなく、独立の所得区分を設けることを検討すべきである。なお、世代内・世代間の負担の公平を図る観点から、給与所得控除の見直しも踏まえ、公的年金等控除のあり方については引き続き見直しが必要である。

ハ) 資産運用関連の雑所得について見れば、外貨預金の為替差益は総合課税、先物取引にかかる所得や割引債の償還差益などは分離課税とされるなどその課税方式は区々となっている。しかしながら、これらを総体として見れば性格的に金融所得に類似しており、課税方式の均衡性を考慮すれば、分離課税に一本化する方向で検討を行うべきである。

3. (省 略)

4. 課税ベースと税率構造のあり方

(1)略

(2)課税ベース

実効税率との関係では、課税ベースの拡大が今後の課題となる。課税ベースとは、収入その他の経済的利益から、政策的配慮に基づく非課税措置、所得計算上の控除、基礎的な人的控除（基礎控除・配偶者控除・扶養控除）、その他勤労学生控除といった特別な人的控除、更に生損保控除、社会保険料控除といったその他の控除を除いたものである。広く公平に負担を分かち合うとの観点から、課税ベース縮小の原因となる非課税所得、各種控除のあり方を議論することが重要である。

5. 個人住民税

(1)所得割

所得割の諸控除については、個人住民税の性格も踏まえて簡素化・集約化などの見直しを図り、課税ベースの拡大に努めるべきである。特に、税源移譲に伴い応益的な性格が強まることから、人的控除をはじめ各種の所得控除について、所得税とは独立して、整理合理化を図ることが望ましい。なかでも、生命保険料控除、損害保険料控除など政策誘導的な色彩の強い控除については、地方分権の観点からも、地方税である個人住民税においては速やかに整理すべきである。

これを受け、当協会は、同日、以下のとおり意見を公表した。

政府税制調査会「個人所得課税に関する論点整理」に対する意見

平成17年 6月21日

社団法人 生命保険協会

会長 宇野 郁夫

本日、政府税制調査会より公表された報告書「個人所得課税に関する論点整理」の中では、生命保険料控除の見直しが検討課題として挙げられています。

生命保険は相互扶助の原理に基づき、これまで遺族・医療・介護・老後などの国民の多様なニーズに応え、社会保障を補完する私的保障の中核を担ってきており、社会保障制度改革の方向性を踏まえれば、その役割は今後ますます大きなものとなっていきます。今回、検討課題とされた生命保険料控除制度は、国民が自助努力によって生活保障を充実させていくための重要な自助努力支援税制であり、生命保険協会では、生命保険料控除制度・個人年金保険料控除制度ともに拡充すべきと考えております。

さらに、同報告書では、一時所得の雑所得への統合、私的年金について金融所得としての分離課税化についても検討課題として挙げられています。

保険契約者が配偶者の死亡や保険の満期などによって受け取る生命保険金は、長期的に自助努力による生活保障を準備した結果として偶発的・一時的に受け取る所得であり、仮に現在の雑所得の課税方法がそのまま適用されると、保険金額が実質的に少なくなり、国民が所期する生命保険の役割が十分に発揮できません。所得区分の見直しにあたっては、一時所得に区分される生命保険金について、社会保障制度を補完し国民の生活保障に資する生命保険の社会的役割・長期性を勘案し、保険金への課税強化とならないような措置を検討すべきと考えております。

また、個人年金保険は、公的年金制度を補完し、自助努力により老後の生活保障を準備するための商品であり、預貯金等のいわゆる金融商品とは異なる役割、仕組みを持っています。課税のあり方の議論にあたって、金融商品としてではなく、社会保障制度との関係の中で、公的保障を補完する私的保障商品としての検討を要望いたします。

以上

<平成19年度税制改正>

(1) 政府税制調査会「平成19年度の税制改正に関する答申」に対する意見

政府税制調査会において、平成18年12月1日、「平成19年度の税制改正に関する答申 ― 経済活性化を目指して―」がとりまとめられ、生命保険料控除制度に関し以下のとおり記載された。

<政府税制調査会答申>

(3) 個人住民税

(中略)

また、所得割の諸控除については、「地域社会の会費」としての個人住民税の性格を踏まえ

て整理合理化を図り、課税ベースの拡大に努めていく必要がある。こうした観点から、特に政策誘導的な控除については、所得割が比例税率化されること等も勘案し、控除額の水準等その在り方について速やかに見直すべきである。

これを受け、当協会は、同日、以下のとおり意見を公表した。

政府税制調査会「平成19年度の税制改正に関する答申」に対する意見

平成18年12月1日

社団法人 生命保険協会

会長 齋藤勝利

本日、政府税制調査会から安倍首相へ提出された「平成19年度の税制改正に関する答申」では、個人住民税に関して、「所得割の諸控除については、「地域社会の会費」としての個人住民税の性格を踏まえて整理合理化を図り、課税ベースの拡大に努めていく必要がある。こうした観点から、特に政策誘導的な控除については、所得割が比例税率化されること等も勘案し、控除額の水準等その在り方について速やかに見直すべきである。」との指摘があります。

生命保険料控除制度は国税（所得税）、地方税（個人住民税）における所得控除であり、私的保障充実のための自助努力支援制度であります。

少子高齢化による社会保障給付費の増大が懸念され、社会保障制度の抜本の見直しは喫緊の課題とされています。そのため、これからは「公私二本柱の生活保障」の理念のもと、公的保障と私的保障が補完し合って、国民の生活保障を支えていく体制を構築することが必要であります。国民一人一人が安心できる保障水準を確保するためには、自助努力への支援が国家政策・地方政策においてますます重要になってくるといえます。

相互扶助の原理に基づき、遺族・老後・医療・介護保障への多様な国民のニーズに応え、社会保障制度を補完する私的保障の中核を担う生命保険およびその支援税制の必要性は一層高まることが予想されます。このため、個人住民税における生命保険料控除制度について、縮減の方向での見直しをすべきではないと考えます。

当会では、平成19年度税制改正要望として、現行の生命保険料控除と個人年金保険料控除を統合・一本化した総合生命保険料控除制度の創設を要望しております。これからも、相互扶助の原理に基づく生命保険による自助努力を支援する制度の充実を強く要望するものであります。

以上

<平成20年度税制改正>

(1) 政府税制調査会「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」に対する意見

政府税制調査会において、平成19年11月20日、「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」がとりまとめられ、生命保険料控除制度に関し以下のとおり記載された。

<政府税制調査会「基本的考え方」>

(個人所得課税)

課税ベースについては、人的控除や所得控除、特定の収入だけに適用される特別の控除や非課税措置が多く存在して制度が複雑となり、税制上の歪みの要因となっている。

(個人住民税)

個人住民税は、「地域社会の会費」として住民がその能力に応じ広く負担を分担するという性格を有している。所得割が10%比例税率化されたことに伴い、応益性がより明確となることを踏まえ、そのあり方を考える必要がある。

(中略)

また、所得割の諸控除については、応益的な性格がより明確となったことを踏まえ、政策誘導的な控除の見直しを行うなど課税ベースの拡大に努めていく必要がある。

これを受け、当協会は、同日、以下のとおり意見を公表した。

政府税制調査会「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」に対する意見

平成19年11月20日

社団法人 生命保険協会

会長 岡本 圀 衛

本日、政府税制調査会から福田首相へ提出された「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」では、個人所得課税に関して「課税ベースについては、人的控除や所得控除、・・・(中略)・・・が多く存在して制度が複雑となり、税制上の歪みの要因となっている。」と指摘されるとともに、個人住民税に関して「所得割の諸控除については、応益的な性格がより明確となったことを踏まえ、政策誘導的な控除の見直しを行うなど課税ベースの拡大に努めていく必要がある。」との指摘があります。

生命保険料控除制度は、遺族の経済面からの救済、および、遺族の生活の安定のために創設された制度であり、国民の自助努力を支援する制度です。また、この制度は、その意義から、将来にわたって継続すべき恒久的な制度として、所得税法・地方税法の本法に規定されている制度であります。

我が国では急速な少子高齢化が進んでおり、社会保障給付費への財政的な影響を踏まえれば、これからは「公私二本柱の生活保障」の理念のもと、公的保障と私的保障が補完し合って、国民の生活保障を支えていく体制を構築することが必要であります。

国民一人一人が私的保障を活用し、安心できる保障水準を確保するためには、国民が自助努力に取り組む意識そのものを高める必要があります。その際には、生命保険料控除制度による国や地方からの支援、後押しは、国民にとって大変力になるものであります。従って、私的保障への支援である生命保険料控除制度を縮小・廃止すべきではないと考えます。

当会では、平成20年度税制改正要望として、現行の生命保険料控除と個人年金保険料控除を統合・一本化し、総合生命保険料控除制度へ改組する要望を行っております。本年9月に実施した生命保険料控除制度に関するアンケートでも、総合的な制度にして欲しいという方が約75%に達しており、国民の皆様の期待に応えるためにも、遺族・老後・医療・介護といった生活保障ニーズを総合的に支援する総合生命保険料控除制度の実現を強く要望いたします。

以上

<平成21年度税制改正>

(1) 意見表明「平成21年度与党税制改正大綱について」

平成21年度税制改正において、平成20年12月12日に公表された自民党（与党）大綱において、保険ニーズの多様化や社会保障を補完する分野の重要性を踏まえ、「生命保険料控除制度」および「個人年金保険料控除制度」を改組し、所得税の控除限度額を拡充する旨が明記された。これを受け、当協会は、同日、以下のとおり意見を表明した。

<平成21年度与党税制改正大綱について>

平成20年12月12日

社団法人 生命保険協会

会長 松尾憲治

本日公表された与党税制改正大綱において、生命保険料控除制度および個人年金保険料控除制度を改組し、所得税の控除限度額を拡充することが示されました。

生命保険協会では、国民の自助努力支援である本制度の拡充を長年にわたり税制改正要望の重点項目としてきたことから、今回の制度改組は大いに歓迎すべきものと考えており、当会としては、これを契機に国民の自助努力による幅広い生活保障準備がより一層進むよう尽力してまいります。

以上

3. 退職年金等積立金に係る特別法人税の取扱い

退職年金等積立金に係る特別法人税については、昭和37（1962）年に課税されて以来、急速に進展する少子高齢社会に備え、公的年金を補完する企業年金制度の一層の育成普及を図る観点から、当協会はその撤廃について要望活動を展開してきたが、平成10年以降も撤廃に向けた取組みを引き続き行っている。

「特別法人税の撤廃」を当協会の重点要望項目とした平成11年度税制改正においては、撤廃は認められなかったものの、与党大綱で「2年間の時限措置として、退職年金等積立金に係る法人税（特別）の適用を停止する」ことが決定された。記載内容は、以下のとおりである。

<自民党（与党）大綱（平成10年12月16日）>

現在の超低金利の状況、企業年金の財政状況、退職年金等に係る新しい会計基準の設定等を踏まえ、2年間の時限措置として、退職年金積立金に係る法人税（特別法人税）の適用を停止する。

その後も、「特別法人税の撤廃」について要望活動を行ったが、時限措置が切れる年度において、期限延長という結論が繰り返されている。

平成13年度税制改正においては、与党大綱において、「現在の超低金利の状況、企業年金の財政状況等を踏まえ、退職年金等積立金に対する法人税（特別法人税）、法人住民税の課税停止措置を2年延長する」と記載され、特別法人税の凍結が2年延長された。

平成15年度税制改正においては、特別法人税に関する特段の議論はなかったものの、与党大綱において、退職年金等積立金に対する法人税（特別法人税）の凍結がさらに2年延長された。

また、平成17年度税制改正においては、当協会の要望項目の一つである「特別法人税の撤廃」に関して、日本経済団体連合会より「各経済団体・業界団体連名による決議文を取りまとめ今後の要望活動に取り組みたい」との申入れがあり、当協会としてもこれに賛同することとした。

最終的には当協会も含め、140団体が以下の決議文に賛同した。

企業年金積立金にかかる特別法人税の撤廃を求める

2004年10月19日

(社)日本経済団体連合会

会長 奥田 碩

日本商工会議所

会頭 山口 信夫

(社)経済同友会

代表幹事 北城 恪太郎

(社)関西経済連合会

会長 秋山 喜久

平成17年度税制改正においては、企業年金の積立金にかかる特別法人税を撤廃すべきである。

1. 特別法人税はサラリーマンの老後保障を損なう

各企業は現在、企業年金制度の改革を懸命に進めている。公的年金給付の減額が決まるなかで、企業年金の維持・拡充はサラリーマンにとって極めて重要な課題となっている。

特別法人税は、老後のための大事な資産に課税するもので、企業・個人の自助努力を阻ん

でいる。

2. 年金税制の原則に反する

年金税制は、掛け金の拠出時・運用時非課税、受給時課税とすべきであり、特別法人税はこれに反する。すでに、平成16年度税制改正において公的年金等控除等が縮小され、企業年金の受給時課税が実現している。

以上

なお、特別法人税関連項目については、与党「平成17年度税制改正大綱」において、以下のとおり記載され、課税停止措置はさらに3年延長された。

<自民党（与党）大綱（平成16年12月15日）>

<所要の措置が講じられた項目>

○特別法人税関連

退職年金等積立金に対する法人税（特別法人税）の課税停止措置の期限を3年延長する。

<その他の検討事項となった項目の記載内容>

○特別法人税関連

年金課税については、少子・高齢化が進展する中で、公的年金制度改革の動向等を見極めつつ、老後を保障する公的年金と私的資産形成の状況、退職金課税や給与課税とのバランス、世代間・世代内の公平確保等に留意して、特別法人税のあり方を含め、拠出・運用・給付を通ずる負担の適正化に向けた抜本的な検討を行う。

平成20年度税制改正においては、与党大綱において、「退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置の適用期限を3年延長する」と記載され、特別法人税の凍結が3年延長された。

4. 確定拠出年金制度に係る税制措置

<平成12年度税制改正>

平成13（2001）年6月に確定拠出年金法が成立し、10月に確定拠出年金制度が導入された。同制度における税制上の支援措置は平成12年度税制改正において明らかにされた。

なお、当協会は、平成12年度税制改正の重点要望項目に「確定拠出年金制度の導入を図り、税制上の優遇措置を講ずること」を盛り込んでいた。同制度の税制上の支援措置については与党「平成12年度税制改正大綱」において、「確定拠出年金法（仮称）による確定拠出年金制度の創設に伴い、同制度の拠出、運用及び給付の各段階について、以下の措置を講ずる（下枠内）」と記載された。

<自民党（与党）大綱（平成11年12月13日）>

二 年金税制

1 確定拠出年金法（仮称）による確定拠出年金制度の創設に伴い、同制度の拠出、運用及び

給付の各段階について次の措置を講ずる。

(1) 拠出段階

- ① 企業型年金の事業主掛金について、損金（必要経費）参入を認めるとともに給与所得課税は行わない。
- ② 各年において個人型年金の加入者が自己の加入する個人型年金につき支払った個人型加入者掛金はその全額を所得控除の対象とする。

(2) 運用段階

- ① 企業型年金にかかる信託及び個人型年金に係る信託については、信託財産に帰せられる収入及び支出等の帰属の原則を適用しない。
- ② 事業主掛金及び個人型加入者掛金並びにその運用益を対象として、特別法人税、法人住民税を課税する。

（注）特別法人税は、平成11年4月1日より2年間課税停止中である。

- ③ 企業型年金及び個人型年金の年金資産である信託財産につき支払を受ける利子等又は配当等については、所得税、道府県民税利子割を課税しない。
- ④ 国民年金基金連合会が作成する確定拠出型年金の給付に関する文書については、印紙税を課税しない。

(3) 移管・移行

- ① 加入者が離転職し、年金資産を移管する場合には、所要の手続を前提として税制上の措置を継続する。
- ② 確定給付型年金等から確定拠出型年金への移行に伴う所要の税制上の措置を講ずる。

(4) 給付段階

- ① 分割（年金）払いの老齢給付金（雑所得）を公的年金等控除の対象とするほか、一時金払いの老齢給付金は退職手当等とみなす。
- ② 障害給付金については、所得税、個人住民税を課税しない。
- ③ 死亡一時金については、相続税法上のみなし相続財産（退職手当金等に含まれる給付）として相続税の課税対象とする。ただし、法定相続人1人当たり500万円までを非課税とする。これに伴い、死亡一時金に対し、所得税、個人住民税は課税しない。
- ④ 脱退一時金については、所得税、個人住民税を課税する。

<平成16年度税制改正>

平成16年度税制改正においては、与党「平成16年度税制改正大綱」において、確定拠出年金制度の拠出限度額の引上げおよび少額資産の場合の中途引出し（脱退）の要件の緩和が明記された。記載内容は、以下のとおりである。

確定拠出年金制度の拠出限度額の引上げ

		改正前	改正後	引上げ額
企業型	他の企業年金がない場合	月額 36,000円	月額 46,000円	月額 10,000円
	他の企業年金がある場合	月額 18,000円	月額 23,000円	月額 5,000円
個人型	他の企業年金がない場合	月額 15,000円	月額 18,000円	月額 3,000円
	自営業者等	月額 68,000円から 国民年金基金の掛 金を控除した額	同 左	—

少額資産の場合の中途引出し（脱退）の要件の緩和

改正前	改正後
<p>累計拠出額にかかわらず、下記の6つの要件をすべて満たす必要があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①60歳未満であること ②企業型年金加入者でないこと ③個人型年金の加入者となる資格がないこと ④企業型年金および個人型年金の障害給付金の受給権者でないこと ⑤通算拠出期間が1か月以上3年以下であること ⑥企業型年金加入者または個人型年金加入者の資格を喪失した日から起算して2年を経過していないこと 	<p>資産（累計拠出額）が少額な場合には、以下の要件に緩和された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①資産が50万円以下の場合、企業年金加入者は個人年金に移換すれば、加入期間にかかわらず、中途引出し（脱退）が認められる。 ②資産が1.5万円以下の場合、無条件で中途引出しが認められる。

<平成21年度税制改正>

平成21年度税制改正においては、平成20年12月12日に公表された与党「平成21年度税制改正大綱」において、確定拠出年金制度の見直しについて明記された。記載内容は、以下のとおりである。

<p><自民党（与党）大綱（平成20年12月12日）> 第三 平成21年度税制改正の具体的内容 八 金融・証券税制 6 確定拠出年金制度</p>	
<p>(1) 企業型確定拠出年金に導入される個人拠出（いわゆるマッチング拠出）の掛金は、その全額を所得控除の対象とする。</p>	
<p>(2) 確定拠出年金の拠出限度額について、次のとおり引き上げる。</p>	
①企業型	(現行) (改正案)
イ 他の企業年金がない場合	月額4.6万円 月額5.1万円
ロ 他の企業年金がある場合	月額2.3万円 月額2.55万円
②個人型	
・企業年金がない場合	月額1.8万円 月額2.3万円

税制改正要望項目の推移（平成11～21年度）

要 望 項 目	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
新たな保険料控除制度への改組 所得控除限度額は所得税15万円、地方税7万円											◎
総合生命保険料控除制度への改組 所得控除限度額は所得税15万円、地方税7万円										◎	
新たな生命保険料控除（総合生命保険料控除制度）の創設 所得控除限度額は所得税20万円、地方税15万円									◎		
生命保険料所得控除限度額（所得税・地方税とも5万円）の10万円への引き上げ	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
個人年金保険料所得控除限度額（所得税・地方税とも5万円）の10万円への引き上げ	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
死亡保険金の相続税非課税限度額（法定相続人数×500万円）に「配偶者分500万円＋未成年の被扶養法定相続人数×500万円」を加算すること。なお、課税方式が見直された場合においても新たな非課税限度額は現行制度に加算分を加えた水準とすること											◎
死亡保険金の相続税非課税限度額（法定相続人数×500万円）に、「配偶者分500万円＋未成年の被扶養法定相続人数×500万円」を加算	○	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	
安定した老後生活への支援											
適格退職年金契約の加入者抛出の保険料に対し、社会保険料相応の税制措置を図ること	○	○	○								
適格退職年金契約の遺族給付について、相続税の課税対象から除外すること	○	○	○								
税制適格個人年金保険からの所得を年金受給時の公的年金等控除の対象に加えること	○										
事業税における厚生年金基金保険等に関わる収入保険料の特別措置を存続すること	○	○									
企業年金保険関係											
特別法人税の撤廃	◎	○	◎	準◎	◎	準◎	◎	○	○	◎	○
企業年金制度において、確定拠出型年金制度の導入を図り、税制上の優遇措置を講ずること	○	◎									
適格退職年金契約における剰余金返還規定を撤廃すること		○	○								
過去勤務債務にかかる事業主掛金について、一層の弾力化を図ること		○	○								
確定給付型年金制度において、キャッシュバランスプランの導入を可能とする措置を講ずること		○	○								
確定拠出年金保険契約の預け替えや資産移転による保険料について、法人事業税の課税対象から除外すること						○	○	○	○		
適格退職年金契約の円滑な移行を図るための措置を講ずること											◎
財形制度関係											
財形年金および財形住宅貯蓄の非課税限度額の引き上げ	○	○	○	○							
財形貯蓄の不適格払出しによる遡及課税についての適格払出し分の除外			○								
法人・資産課税関係											
不動産関連税制の総合的見直しを図ること	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
不良債権売却価格の算出に関する基準の明確化および無担保債権も含めた無税償却範囲の明確化とさらなる償却要件の緩和等を図ること	○										
みなし配当課税を撤廃すること	○	○	○								
割引短期国債および政府短期証券に対する源泉徴収を撤廃すること	○										
株式配当の二重課税を排除すること				○							
公社債・譲渡性預金の途中売却に係る利子源泉徴収を廃止すること				○	○						
責任準備金対応債券に係る税務上の区分を新設すること				○							
連結納税制度を2002年度に確実に導入すること				○							
固定資産の減損処理に係る税務取扱いを明確にし、会計基準との整合性を図ること（減損損失を損金算入すること）					○	○	○	○			
生命保険業の法人事業税について、現行の課税方式を維持すること						○	○	○	○	○	○
法人事業税の課税標準の算出に当たっては、厚生年金基金等に係る収入保険料への利率（2%）を将来にわたって維持すること		○									
タックス・ヘイブンを対策税制の適用範囲見直しを図ること											○
その他											
生命保険相互会社の株式会社化等に関する税制上の優遇措置を講ずること	○	○									
特定取引勘定について税制上の手当を講ずること	○										
時価会計およびヘッジ会計導入に伴う税制上の手当を講ずること		○									
欠損繰越期間延長と繰戻還付の実施・繰戻期間を延長					○	○		○	○	○	○
承継保険会社・協定銀行が土地等を取得した場合の不動産取得税・特別土地保有税の非課税措置の恒久化					○	○	○				
破綻保険会社から協定銀行が土地等を取得した場合の不動産取得税の非課税措置の恒久化・措置期間延長									○		○
非居住者・外国法人の受け取る民間国外債の利子および発行差金の非課税措置の恒久化・措置期限延長										○	
非居住者・外国法人の受け取る民間国外債の利子および発行差金の非課税措置の恒久化											○
生命保険会社の相互会社から株式会社への組織変更に伴い社員（保険契約者）に割り当てられる株式の特定口座への組み入れを可能にすること											○

◎重点要望項目、○要望項目